

平成29年12月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	平成29年12月7日(木)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	平成29年12月7日(木) 午前 8時59分
閉 会 日 時	平成29年12月7日(木) 午後 4時34分
委 員 長	金子 雄一
副 委 員 長	永沼 博昭
委 員	中野 昭 竹田 悦子 坂本 晃 野本 恵司 矢島 洋文
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 6 3 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案 可決
第 6 4 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案 可決
第 6 5 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案 可決
第 7 1 号	平成 2 9 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 5 号）のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
議 請 第 2 号	「国連核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願	不採択

委員会執行部出席者

(秘書室)

秘書室長 武井 利男

秘書室参事兼秘書課長
佐々木紀演

地域活性化特命チーム参与
中島 章男

地域活性化特命チーム課長
高坂 清

(企画部)

企画部長兼川里支所長
望月 栄

企画部副部長 榎本 智
企画部参事兼総合政策課長

齊藤 隆志
財政課長 小林 宣也

情報システム課長兼社会保障・
税番号制度導入プロジェクト課長

野口 高志
危機管理課長 田島 盛明

(総務部)

総務部長 福田 芳智

総務部副部長兼総務課長
清水 洋

総務部参事兼職員課長
山崎 勝利

契約検査課長 堀越 延年

自治文化課長 藤崎 秀也

自治文化課副参事 沼上 勝

吹上支所長 吉田 憲司

会計管理者 宮澤 芳之

会計課副参事 高子 英江

監査委員事務局長 田口 義久

書記 小野田直人

書記 中島 達也

(開会 午前8時59分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。

中野昭委員と矢島洋文委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第71号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分、議請第2号 「国連核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願の議案4件及び請願1件であります。これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議会先例のナンバー46-4、常任委員会の審査の方法は、議案・予算・請願の順序で審査するのが例であるということから、初めに議案について執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

その後休憩して、議請第2号に直接関係のない執行部の退席の後、再開し、議請第2号について紹介議員からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

(何事か声あり)

(竹田) 一昨日本会議で公の施設の指定に関する議案について審議をして、多くの皆さんからいろんな質疑の案件がされましたけれども、その中でティ・ジョイ、議案第65号のところの決算の内容について、いろいろ他の議員から質問が出ていました。そういう点からいうと、当該委員会は、より詳細にわたって審議をするということでもありますので、過去5年間のティ・ジョイの決算にかかわる資料は、他の議員に聞きますと、情報開示請求をしたら情報開示で出てきたということは、先方は情報開

示オーケーよというふうなことだというふうに考えますので、議案の資料として、議案第65号のティ・ジョイの過去の4年間の決算について、資料としてお出しいただきたいというふうに請求したいと思います。委員の皆さんに諮っていただいて、お願いしたいと思います。

（坂本）今竹田委員が言ったとおり、情報公開でとれるのであれば、個人でとってもらったほうがいいかなと思います。

（委員長）今坂本委員からもお話ありましたけれども、とりあえず諮ることでちょっとお願いしたいと思いますので。

今の公の施設の案件ということで、第65号に関します資料請求につきまして、資料請求を賛成の方は挙手を求めます。

（挙手少数）

（委員長）賛成少数でございます。

ということで、資料請求につきましては個人でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは初めに、議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立コミュニティふれあいセンター及び鴻巣市立本町コミュニティセンターであります。これにつきまして、執行部の説明を求めます。

（自治文化課長）おはようございます。それでは、議案第63号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、現在指定管理者制度を導入し、管理を行っております鴻巣市立コミュニティふれあいセンター及び鴻巣市立本町コミュニティセンターの指定管理期間が平成30年3月31日をもって満了することから、引き続き公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的といたしまして、指定管理制度を活用した管理運営を行うための指定管理者の指定となっております。指定管理者につきましては、現在の指定管理者であります地域まちづくり共同事業体の構成企業である街活性室株式会社を指定するものでございます。なお、指定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間となっております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

す。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

（矢島）それでは、議案質疑の中でもいろいろ議員の中から質疑があったと思いますが、重複する部分もあるかと思いますが、確認の意味も込めまして、何点か質問させていただきます。まず、この63号の施設の指定管理をするに当たって応募状況、何社の応募があったのか伺います。

（自治文化課長）今回の申請は1社でございました。

（矢島）5年前の応募状況については何件だったのでしょうか。

（自治文化課長）コミュニティセンターの指定管理につきましては、平成26年から29年までの3年間は第1期ということですので、第1期の応募の際の申請者は5社ございました。

（矢島）今回1社ですけれども、応募状況が少なくなるという想定はしていたのでしょうか。

（自治文化課長）指定管理者制度につきましては、平成15年の地方自治法の改正により法的根拠が示されております。本市におきましては平成17年度に手続にかかわる条例等を制定し、平成29年4月1日現在、27の指定管理契約を行っている状況になっております。応募状況について少ないかどうかということなのですけれども、他の自治体職員等との会議の中で、応募が少なくなってきたというような話はございましたが、現地説明会を開催いたしましたところ、当該事業者を含めまして3社が参加しておりましたので、1社になることは想定しておりませんでした。

（矢島）最終的に1社ですけれども、これだと全く競争の原理が働かないと思います。1社だというのがわかった時点では、今回の審査というのを見直すということは不可能だったのか伺います。

（自治文化課長）今回の応募、1社ということでしたが、公募をかけておりますので、1社でも応募があれば、基本的に成立してくるということ。それから、その後の審査等につきましても、内容は複数社来た場合と同じような手続で第1次審査、第2次審査という形で行っておりますので、その中で内容を精査していくという形で進めてまいりま

した。

（矢島）公募をかけたから、1社だったとしても、そこがということですけれども、果たしてそれで今後もやっていくのか。先ほど言いましたように、全く競争の原理が働かない中で、言い方を変えれば、出来レースをすることも可能なのではないかなというようなことも懸念されます。今後こういうやり方をずっと続けていくのか、それとも今回のことを踏まえて、やり方を少し変えていくつもりはあるのか伺います。

（自治文化課長）公募という形での今回のコミュニティセンターの指定管理者の募集は行っております。その中で、1社ということの応募でございましたが、応募者、応募された申請者の方には1社しか応募していないという事態はわからないような形でございます。そのような形でその後の審査を行っておりますので、競争の原理は、たとえ1社であっても担保ができていると考えております。

（矢島）善意に解釈すればそうかもしれませんけれども、3社で共同してということもあり得ないことではない。余り1社だけでというのはよろしくないのかなというような気がします。

今回の公募したときの応募の条件というのはどういうものを設定したのでしょうか。何を聞きたいのかというと、応募の条件というのが余りにも厳し過ぎて、この条件ではとてもではないけれども指定管理を受けられないということがなかったのかどうなのか、そのところを伺います。

（自治文化課長）今回の指定管理に関しましては、指定管理者募集要項というものを作成いたしまして、こちらを業者さんのほうに配付をするような形で進めております。今回行ったものにつきましては、これまでの前回5社あった内容と同様の募集要項、センターの施設の管理運営を中心とした募集要項となっておりますので、内容的には特に厳しいという部分はなかったと考えております。また、金額的な面につきまして、幾らという形で今回幾ら以内であるとか募集を行っておりません。提案業者さん、申請業者さんのほうの積算に基づいた形で来ておりますので、金額的な面でも制約を与えているという形では考えておりません。

（矢島）金額的な面で制約を与えていないということですが、では自分

たちの審査基準として、アッパーとかローの基準は設けていたのか、そのところを伺います。

（自治文化課長）今回コミュニティセンターにつきましては第２期ということでございますので、やはり基本といたしますのは第１期の指定管理料というものが基本になってくるのかなという想定がございました。その上で、その他伸びている要素等を精査していく必要があるという認識でございました。

（矢島）そこまでおっしゃるのでしたら、第１期の指定管理の評価、効果の検証というのはどのように行ったのか伺います。

（自治文化課長）こちらの施設につきましては、使用料金制という形での指定管理になっております。効果の検証ということにつきましては、第１期の指定管理、コミュニティセンターのほう、特に……申しわけございません。28年度等につきましても利用者の増加が図られているということ、それから利用者アンケートにつきましても非常に利用者の方から高い評価をいただいているという形で認識しております。

（矢島）では、もう一点というか、それに関連してなのですけれども、では企業そのものの評価、例えば余りにも劣悪な労働条件、賃金も含めて、そういうような運営の仕方はしていなかったのか、企業の中身についてのチェック、評価というのはどのように行ったのでしょうか。

（自治文化課長）劣悪な労働環境等を含めまして、予算の部分でどの程度のどのような雇用体制で正規職員、あるいは臨時職員と申しますかパートさん、こういった形の中での賃金の関係だとか、雇用保険、こういったものの社会的な部分の負担等についても確認を行っております。

（矢島）では、賃金についてちょっとお伺いしたいのですが、指定管理料、年々少しずつ上がっていく中で、賃金の上昇を想定しているということでしたが、そうなのでしょうけれども、特段賃金の上昇についてこういうことが原因だというものがあるのでしょうか。

（自治文化課長）現在ご承知のとおり、政府によりまして労働力人口を確保するために働き方改革が強力に進められております。その中の一つといたしまして、非正規と正規の格差是正というものが現在取り組まれ

ている中で、コミュニティセンターを含めた指定管理の多くを占めます人件費の部分、この部分というのはパートさんあるいはアルバイトさん、こういった方々に支えられている部分というのも認識をしているところでございます。この部分につきまして、この種の賃金、臨時職員等の賃金もそうですけれども、非常に上昇しているというところを踏まえて、その辺が要因になっているというふうに認識しております。

（矢島）正規、非正規の格差是正ということですが、これをどのように検証していくのでしょうか。

（自治文化課長）まず第1に時給の単価、こういったものと、それから福利厚生等も含めた社会保障、こういった制度に加入をしているかどうかということでの検証を行っております。

（矢島）政府が進める働き方改革ということですが、具体的にどんな改革をイメージしているのか。その一つとして正規と非正規の格差是正というのを挙げたと思うのですけれども、これだけなのかと。そのほかにどんな具体的な改革があるのか。賃金形態をどのようなことを想定しているのか、そののところが伺います。

（自治文化課長）先ほどのご答弁と重複してくる部分がございますが、人口減少社会において労働力人口の減少に対応していくために働き方改革というものが進められているという中で、その中で非正規、正規の格差の是正、それから長時間労働の抑制、それから労働人口の確保、この3つが大きな課題という形で現在挙げられていると、これの解消を進めるといって政府のほうの進めている働き方改革の一つの大きな目的であると考えております。その中で、パート、アルバイト等の賃金の引き上げ、こういったものについてまず第1にこの取り組みによる社会的要請に1つなっているということ。特に埼玉県 lowest賃金の時給の部分につきまして、平成28年度が845円だったものが、29年10月が871円という形で、大幅に時給が上げられているというふうに認識しております。これらの点も考慮いたしまして、コミュニティセンターを含めた指定管理者の労働者の……指定管理者制度で雇用をされておりますパート、アルバイトさん、こういったところの単価というものが当然引き上げられ

てくるという中で、こちらにつきましては指定管理料引き上げの中での程度見ているのかということプレゼンテーションの中で確認をいたしましたところ、年2%程度の臨時職員を含めて人件費の増額を見込んだ積算を5年間行っているという回答をいただき、それについては妥当であるという判断をいたしております。

(矢島) 私るる質問してきましたけれども、こういうことのチェックというのを毎年、もしくは毎月行っていかなければならないような気がしますけれども、職員体制のほうは大丈夫でしょうか。ちゃんとチェック機能が果たせるとお思い……果たせなければいけないのですけれども、果たせるような職員体制になっておりますでしょうか。

(自治文化課長) 毎月モニタリングという形で、現在は自治文化課におきましては3施設モニタリングをしております。こちらの分につきましては、現在の職員体制できちんと毎月チェックをしております。大丈夫でございます。

(矢島) 最後です。公租公課費、これの内訳について教えていただきたいのですが、よろしくお願いします。

(自治文化課長) 指定管理制度、いわゆる会計上の公租公課費のという意味合いでよろしいでしょうか。

(矢島) 単純にどんな税目かでよろしいかと思えます。

(自治文化課長) 一般的に公租公課と申しますのは公租と公課という形でございますので、国あるいは地方で課せられる租税、それから公課という形で負担金、社会保障費、こういったものが一般的に公租公課という形で考えております。代表的なものといましては、法人税、消費税、こういったものが公租公課であるというふうに認識しております。

(中野) それでは、議案第63号について何点かお伺いします。

先ほど課長の答弁の中で、この鴻巣市のコミュニティふれあいセンターの指定管理については、平成27年度から3カ年でやったという、27、28、29ですね。年度ですよ。一方、65号のティ・ジョイは25年度から5カ年で29年度までかな、なっていますね。なぜこれを聞いたかというのと、この街活性化の代表取締役、これティ・ジョイの社員だったのです。街

活性化の代表取締役、ティ・ジョイの職員だったのです。それがやめて、こうした企業を起こしているわけです。ネットで調べたら、ティ・ジョイの職員と書いてありました。そうすると、ティ・ジョイが25年度からやって、ティ・ジョイが指定管理をやったと。ここは27年度からやって、2年間のタイムラグがその間あるわけですがけれども、お聞きしたいのは、この代表取締役、ティ・ジョイの退職年月日はいつですか。ティ・ジョイに勤めた職員が、こういう街活性室株式会社の代表取締役になったということですから、ティ・ジョイやめたのはいつですかと。

（自治文化課長）1点訂正をお願いいたします。先ほど26年から29年というふうに私申し上げてしまった形なのですが、中野委員さんをご指摘のとおり、27年からの3年間ということでご訂正をお願いいたします。それから、この代表取締役がティ・ジョイの社員をやめた年ということですが、申しわけございません、ティ・ジョイをやめた年月日については把握しておりません。

（中野）それは、なぜそれを聞いたかということ、今言った25年度からティ・ジョイが映画館をやって、こっちは27年度、2年間あるのです。その間にそれをやめているのではないかと思います。その間に。そうすると、最初にコミュニティをとったときのやつは、何か事前にそういう話があって、そしてこの指定管理を受けたというふうに推測できるわけ。というのは、なかなかサラリーマンがやめて企業を起こすなんていうのはよっぽどのことがなければできないです。そういうことが、私はそういう懸念があるのでそれを聞いたのです。やめたのはわからないのですから、それはもうこれ以上聞いてもできないのであれなのでやめますが、そういう懸念があるということ。

それから、もう一つ質問したいのは、先ほど矢島委員が言ったように、公募をしたけれども、結果的に1社だけだったということですが、私もわからないのですが、公募というのはどういう方法で公募をしたのかというのをお聞きします。ただホームページに示したのかどうか、あるいはある指名の入札等を行ったのか。あるいはプロポーザルなのか。その辺、公募したと、しかし結果的に1社だという、そういう答えですから、

公募の仕方について伺っておきます。

（自治文化課長）今回の公募の周知の方法という形でございますが、鴻巣市公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例施行規則第2条第2項の規定にのっとりまして、広報及びホームページで周知をしております。こちらにつきましては、先ほどご答弁申し上げましたところと重複をいたしますが、7月31日に開催をいたしました現地説明会ではそれを見た会社さんが3社出席あったという状況でございます。

以上でございます。

（坂本）今も前任者がいろいろ聞いておりましたが、この斎藤さんという方が多分ティ・ジョイの営業マンでいたということは、25年度のティ・ジョイの指定管理のときに市との契約をする、その中にいたのではないかなと思うのですが、それはどうでしたか。

（自治文化課長）ティ・ジョイとの指定管理契約の中でこの斎藤、現在のコミセンの取締役がメンバーにいたかどうかということでございますが、ティ・ジョイの社員として契約の中におりました。

（坂本）ということは、鴻巣市の指定管理のやり方という、そういう方法はその時点で学んだわけでしょう、彼は。だから、やっぱり鴻巣市はこういうふうになれば、いろんな形でくみしやすいと、鴻巣市はこういうふうにやればいろんな契約がとれるという判断をした可能性があるわけですが、そこは。それがいい、悪いは別。今回のこの活性室というこの名前自体が、私なんかから見ると、市の中に置いておいたほうが良いような担当の名前なのだ。まちを活性化するというのだから。そういうのをある意味その会社にある程度委ねてしまっただけで、ある程度そういう指定管理をどんどん出していくという形になると、本当に民間業者、それはいい業者ならいいけれども、ちょっと何か間違いがあれば大変なことになってしまうということを感じるのです。だから、今回の個人の斎藤さんを判断するのは難しいかもしれないけれども、市のほうでこの斎藤徹さんというのか、この人をどう見ているか、その辺答えられたらそれで結構ですけれども、答えられなかったらいいけれども、どうでしょうか。

（自治文化課長）大変申しわけございませんが、個人の方に対する評価、

こういったものにつきましては差し控えさせて、コメントできない立場ということでお願いをいたします。ただ、コミュニティセンター等の応募の中で、会社、その企業、申請の企業に対して一定の書類、こういったものを提出いただいております。こういった中で、会社としての信用度というものがあるかどうかにつきましては、書類審査を含め、確認をさせていただいているところでございます。

（坂本）指定管理がどこまでこれに市が出しているのか、ちょっとまだ我々もわからないところだけれども、まだまだこれからこういう状況のことが出てくると思うのです。そうした中で、今のこれを見ていると、市は制限なしに入札でとれば幾つでもいいよという形だと思うのだ。それだけの能力があるという判断をするわけだから。現状今回は2つだったかな、街活性室というの。もう片方のサンワックスもいろいろあるけれども、それについてある程度は指定管理の受ける項目、項目って事業量というか、受ける数がある程度のところで制限するというような考えあるかどうか。

（自治文化課長）制限という形と申しますか、会社の規模、社員数、それから今後どういう形で社員等をふやしていくつもりなのか、こういったところを含めて、複数の指定管理ができるかどうかということにつきましては、今後におきましてもきちんと精査をさせていただき、またプレゼンテーションの中でもきちんと、どういう形でこの指定管理が5年間、今回5年間という形ですけれども、継続して実施できるかどうかというところにつきましても、継続いたしまして確認をさせていただき、万が一がないような形で備えていきたいと考えております。

（坂本）ちょっと話はずれてしまうかもしれないけれども、今回の議会の資料の中で、入札報告ありましたよね。そういう中で、総合評価方式って今まで余りなじみなかったけれども、今回それが多かったのも、ちょっとそれを見たのです。契約検査課のほうで資料もいただいて、そういうような形でやってきたけれども、1社が結構数多くとっているところもあると。それが悪いとは言わないけれども、やはりある程度そういうものも公募でやって、いろんなところにやっていただいた、いろんな

そういうアイデアを取り入れていくような、そういう制度のほうかふさわしいかなと思うのです。だから、できれば1社がどこまで受けられると、ある程度受けられるという制限はある程度あったほうがいいのではないかなと思うのだけれども、今後のそういう課題として捉えていただけるかどうか。

（総務部長）今ご指摘のあったように、やはり東京都のほうでもいろいろ今契約の関係問題になっていきますけれども、そのあり方というのは非常に難しいところがあります。今回この指定管理にしても、公共サービス、どういった形で提供したら一番市民の皆さんに適正に提供できるのかと、そういう視点の中での指定管理という考え方だと思います。これについては、やはり民間の活力を導入していこうというのは、これはいい考え方なのだと思います。ただ、今ご指摘がありましたように、その中で、例えば指定施設をどのぐらい受けられるとか、それはまた制限してしまうこと自体がその制度自体に反するということもあるかと思えます。それは、それぞれの指定管理を十分審査していく中で、本当にその企業にそれだけの事業を受けられる適正性があるのかどうか、それはその都度確認していかなければならないと思います。

それから、契約の話も出ましたけれども、やはり契約についても公正性、競争性、こういったものは保たれなければならないと思いますので、その辺はまだ改善の余地はあると思っております。

以上です。

（野本）それでは、お聞きしたいと思います。まず、指定管理、これまでの実績として、3年間の指定管理をされてきたということで、アンケート等で好評であったということが答弁ありましたがけれども、どのようなよい点があったのか、あるいは逆に改善すべき点ですかよくない点の指摘はなかったのかどうか、その点を伺います。

（自治文化課長）まず、直営と比較いたしましてという部分も含めてご答弁をさせていただきます。アンケートという形のお話でございましたが、利用者に対するアンケートという中で、アンケート内容の特に接客等の部分については8割の方から評価をいただいていると。また、運営

面、内容等についても半数以上の方から高評価をいただいているという部分。それから、悪い評価といったものも見受けられなかったということ。それから、指定管理前と比較いたしまして一番大きく変わったところというのが、自主事業がコミュニティセンターにおいて盛んに行われるようになったというところが高く評価をしている点でございます。

（野本）今悪い評価については特になかったというふうに伺いました。特にとりわけ部分では、自主事業がよいということですが、幾つか自主事業として特筆すべき点と申しますか、例として挙げていただければと思います。

（自治文化課長）特に自主事業として新たな点と申しますか、評価する点というのは、これまで当然コミュニティセンターの目的というのが利用者の交流を図るといふ部分がございますので、この交流を図る事業というのはこれまでも幾つか行われてきた分がありますが、集客等を含めコミュニティセンターを多くの皆さんに知っていただくための事業、こういったことにも力を入れておまして、子ども向けの事業、親子向け、例えばプロから学ぶ赤ちゃんを健康にするベビーマッサージ講座、こういった事業であったり、なかなか行政では想定をしていなかったのですが、健康だけではなく、美と健康の事業講座といったものがあり、大人の方がさらに学び直すという形での英会話の講座、それから昨今急速に普及をいたしましたスマートフォンに対するシニア向けの講座、こういったもの等が挙げられます。

（野本）この統計がされているかどうか分からないのですが、利用者の年代と申しますか、世代に関しては何か把握できているものがありますでしょうか。要は、どのくらいの世代がふえたとか減ったとかというのは統計ありますでしょうか。

（自治文化課長）申しわけありません。どの世代がふえたか、どの世代の利用が多いかといった統計については現在持ち合わせてございません。

以上でございます。

（野本）それでは、これまでの実績としては好評だったということは今

の答弁でわかりました。

次に、今回の指定管理を指定するまでの経緯の中で、説明会をしたところ、3社が来られていたということでありましたけれども、説明会ではどのような資料提示があったのか。議案資料の中には指定管理の選定の項目の資料が出ておりますけれども、それが説明資料なのか、あるいは別などというものを出したとかということがあればお願いいたします。

(自治文化課副参事) それでは、現地説明会でどんな資料を使ったということですが、公募の仕様書とは異なっただけの経費的な部分、いわゆる直営でどのぐらいの費用で実施していたかというところが中心になっております。業務委託等、その辺の金額等がわかりませんと、当然算定することが難しくなりますので、そういった直営において実施していた予算の金額を主に、いわゆる欠損も含めて3年間出してしております。それと、館内の説明等が当然公募の流れではありますので、そちらのほうの説明の資料を作成いたしまして、提供したというところがございます。それについて説明会を実施しております。

以上です。

(野本) そうすると、次に説明会があって、実際にその応募が始まる、その応募締め切りまでの期間というのはどのくらい期間があったのか。

(自治文化課長) 説明会につきましては7月の末に開催をさせていただきましたので、申請受け付けが9月8日から22日までという形でございますので、猶予期間というものは設定をさせていただきます。

(野本) 先ほどの説明会の資料で提示したのが直営の場合の経費的なものというふうにありましたけれども、そうすると実際に応募したときに1社になったということは、説明会に来られた方々は経費を判断したというふうに捉えていいのかどうか伺います。

(自治文化課長) 申しわけございません。1点先ほどのご答弁訂正をさせていただきますと思います。申請受け付けにつきましてはコミュニティセンター、申しわけありません、先ほど9月というふうにお話をさせていただきましたが、8月10日から8月24日までという形で訂正をお願いいたします。

それから、ご質問の点でございますが、どのような形で現地説明会に来たけれども申請がなされなかったかというところは、あくまで推察でございますが、やはり施設の状況、それから規模、それから現地説明会でご説明をさせていただきました直営時にどの程度の金額がかかっていたかということを経合的に勘案して、企業での判断がなされたというふうに認識しております。

（野本）答弁の訂正があったので、9月からだったら1カ月以上もあって、十分な検討ができるかもしれないけれども、7月末に説明があって、8月10日、24日ということになりますから、その期間がほかと比べてどうなのか、そしてそれが長いか、短い、適正化という部分で見解を伺いたいと思います。

（自治文化課長）募集要項につきましては7月24日、現地説明会が7月の末という形で、申請受け付けまでに1カ月間ございますので、こちらにつきましては適正であると認識しております。

（竹田）まず、1点目お尋ねをします。前は3年の指定管理期間だったのですけれども、今回5年の指定管理期間にしていますよね。何ゆえに5年にしたのか、まず伺います。

（自治文化課長）導入の当初につきましては、手前ども自治文化課におきましても指定管理というものが余り実績がなかったという点も1つ勘案をいたしております。

これまでの3年間の指定管理での実績を勘案いたしまして、非常に5年にしても問題はないという形で、逆に運営の観点から安定的な運営ができるようにということで、5年間を設定しております。

（竹田）ということは、今鴻巣市は公共施設等総合管理計画でいろいろな公共施設の見直しをやっていきますよね。その第1号として第2体育館が廃止になるということを含めれば、本町コミセンとかふれあいセンターも決して新しい施設ではないですよ。そういうことを考えたときに、今後の全体の運営を考えたり、それからいわゆる問題があったときにどう対処するかということを含めたときに、長くやると先方にも迷惑かかるし、こちらにも問題があるのではないかというふうに私は考えるので

すが、その点はいかがなのでしょう。

(企画部参事兼総合政策課長)公共施設等総合管理計画を策定しまして、1個1個の公共施設について12評価に基づいて利用度とか、古いか新しいとか、いろいろな観点から更新検討だとか、利用廃止とか、いろいろな評価が出ていますけれども、それはそれで公共施設一つ一つについては庁内において検討しているわけですので、それとはまた別に、実際市民が利用する施設については継続して行わなければならないわけですので、その中で指定管理を行う期間というのは、そのスパン、どの程度で利用、環境保全であった、利用検討であったり、その辺も踏まえまして、指定管理という部分と一緒に考え合わせて設定しているものと考えておりますので、決して指定管理が3年、5年というところでの部分で問題はないと思っておりますけれども。

(竹田)ということは、今回第2体育館の指定管理が平成31年の期間までだったにもかかわらず、第2体育館を平成30年3月31日で廃館にすると、指定期間も短くしてやったわけで、それは関係ないというふうにおっしゃいますけれども、みずからこの間やっていることは全然違うことを私はやっているというふうに受けとめているわけです。ですから、そういう点からいうと、先方とかの関係でも、やっぱりこの間のみずからやってきたことを踏まえれば、絶対的ということはあるかないかというふうに思うので、そういう点ではどうなのでしょう。再度ちょっと。

(企画部参事兼総合政策課長)公共施設等総合管理計画につきましては、平成29年3月に策定しております。その中で評価を用いて、第2体育館については用途廃止という評価が出ておりますので、第2体育館だけをとって言えば、その以前に指定管理というもので5年間という契約してありますので、その後できました公共施設等管理計画において評価区分をこの間ともあわせて考えていくという形になるかと思えます。

(竹田)わかりました。堂々めぐりになるので、先ほど5年間の指定管理の期間でやって、今回の第2体育館がそういうことになったということ踏まえれば、やっぱり私はいろいろな、例えば5年間でやると安定的になってきて、例えばシンコースポーツはそうですけれども、サンワ

ックスもそうですけれども、長い間指定管理してきて、モニタリングの報告ももらっているけれども、実際は違ったという事例もあるわけです。そういう点からいうと、ちゃんとチェック機能が入るという点では、5年という期間は安定的なように見えるけれども、逆に惰性に流されやすいという側面もあるというふうに思います。その点はどのように捉えているのかお伺いいたします。

（自治文化課長）毎月必ず現地に赴きまして、私どもコミュニティセンターの指定管理者等と担当職員交えてモニタリングを行っております。その中で、先ほど委員がご指摘の改善点、修繕、こういったところにつきましても、私どもと協議をいたしまして、早急に直さなくてはならないもの、そういったところについて指定管理の範囲のどちらかが修繕を行うという部分も含めて協議を行いまして、緊急度、重要度に合わせ、市で修繕を行わなくてはならないものにつきましては予算化等を進めているという状況になっております。

（竹田）この指定管理者の選定結果についてとか、それぞれ予算を出していただいているのですが、選定委員はどなたというか、どなたがなされたのか、何人でどういう人がなったのか、まずお尋ねをしておきます。

（自治文化課長）選定委員会の下に調査部会というものを設けて実施をしております。調査部会につきましては5名という形で今回の第1次審査、第2次審査を行いまして、選定委員会のほうに報告をさせていただいたという形になっております。

（メンバー、どなたですかの声あり）

（契約検査課長）選定委員会のほうのメンバーなのですけれども、こちらのほうは鴻巣市指定管理選定委員会設置要綱にうたわれておりまして、全部で11名おります。委員長が副市長、それから副委員長は総務部長という形になっておりまして、その下、委員さんですけれども、教育長さん、それから企画部長さん、市民部長、福祉こども部長、健康づくり部長、環境経済部長、都市整備部長、建設部長、教育総務部長、以上11人になっております。

（竹田）ということは、調査委員会みたいなのをつくったというふうに

やりましたが、それは担当課だというふうに解釈していいのでしょうか。

（自治文化課副参事）調査部会なのですけれども、基本的に選定委員から調査部会の設立を促されまして、それに基づきまして調査部会を設立するわけなのですけれども、調査部会につきましては、現状ですとその所属する部の課長というケースが多いのですけれども、施設によりましては関係部課長の出席をお願いしまして、今回総務部についてはいわゆる他部課を含めまして5名の課長さんをお願いしまして実施しております。

（竹田）先ほどからほかの委員の質疑を聞いていますと、非常に満足のいく管理をしていただいているというご説明でしたけれども、選定結果を見ると、点数配分の中では例えば収支計画の妥当性は50分の38とか、それから管理体制は50分の40とか、私ちょっと不思議なの。満足する管理をしているという報告があったにもかかわらず、全体としては80%という全体の評価なのですよね。100点満点のところがない。100点というか、50点満点のところがなく、裏面のほうに利用者の要望の把握及び実現策という点では50分の38。先ほどこういうことはやっていますというふうにご報告をいただいているのですが、評価は余り高くないというふうには私は判断するのです。ですから、ちょっとそこら辺の整合性というのはいかに見えておられるのか伺います。

（自治文化課長）今回評価、資料として配付させていただきました評価の部分についてでございますが、まず収支計画の妥当性、まず第1にこちらの今回の指定管理の結果、こちらの評価というのはこれまでの評価と比較をいたしましても非常に高い評価がなされている、まず第1に。と申しますのは、当然100点と申しますか、そういった評価というのはなかなか、まだまだ改善点というのは当然少なからずあるという部分も含めてということでございます。特に収支計画の妥当性が低いのではないかと、当然こちらにつきましては数々金額等についてここは判定をするものがございますが、収支予算書等について判定をするものですが、やはり今までと比べて上がっているという部分等を含めて、調査部会の中では若干低目の点数がついているのではないかなという点、そ

れから利用者の要望の部分、こちらにつきましても当然のことながら自主事業という形でコミュニティセンターで事業を活発に行っていたいただいておりますけれども、この自主事業につきましても指定管理料でやっているのではなく、指定管理者のほうでこちらを公益の公共施設を利用して行っているものですので、利用者の方が望むものが全てできるものかどうかという点等で低くなってきているという認識でございます。

（竹田）ということは、こちら、いわゆる市側が求めるものに対して約8割の評価を。だから、市側は求めるものを持っているわけだよね。こういう内容でやってほしいとか、こういうイメージというのを持っているわけ。そういう点からいうと、そういうイメージを持っている市はなぜ直営でできないのですか、逆に言えば、という疑問が出てくるのです。こういうイメージでやってほしいとか、こういうものを持って自分たちは指定管理をしてほしいというわけだから、先ほど直営でやるよりも指定管理者のほうがよく言ったよというふうに言うけれども、評価する側はこういうイメージを持ってコミセンをやりたいというふうに思っているわけだから、逆に言えばそういうものを持っている市が直営でやったほうが、よほどいいものが提供できるのではないのですか。

（自治文化課長）直営でやったほうがより目的にということですが、コミュニティふれあいセンター、本町コミュニティセンター、今回の議案につきましては昭和58年からコミュニティふれあいセンター設立、設置、それから本町コミュニティセンターにつきましては62年設置という形で、指定管理を出す平成二十……第1期の指定管理を出すまでは当然直営で行ってきております。ただ、指定管理者制度というものがまず法的に入ったという中で検討を行い、こういった施設については民間の能力を活用するほうが、より質の高いサービスが提供できるのではないかということ、あわせて経費の面から削減ができるのではないかという判断の中で実施をしてまいりました。その中で、今回コミュニティセンターにつきましては、大変職員として半分厳しい面もあるのですが、経費の面についても第1期下回った、それから内容、利用率につき

まして上回ったという点を踏まえまして、コミュニティセンターにおける管理というものは指定管理者制度による指定管理を行っていくことが、より公の施設の設置目的に即した管理ができるという判断での指定管理の継続という形になっております。

(竹田) 理想の高いものを求めている鴻巣だから、高いものを実現できるという、そういう認識があるわけね。ただ、問題は経費の部分でいかなものかということが、ここではちょっと強調されたというふうに思うのですけれども、ではちょっと人件費を見ると、給与手当が1.5人、どういことなのかな。管理人は1人、2人でしょう。人間0.5人なんてなるはずはないですね。それはどういことなのかなと思うのですが。

(自治文化課長) 今回のコミュニティセンターにつきましては2館の契約案件という形になっておりますので、お一人については両方のかけ持ちというふうに、両方を管理するという形の立場での人件費の算出というふうにプレゼンテーションの中で伺っております。

(竹田) わかりました。あと、一番は地域コミュニティーを作成していく上で非常大事な役割を担っているのが、こういう地域のそれぞれのところにあるセンターだというふうに思うのです。そういう点からいうと、64号にもつながっていくのですけれども、先ほど住民の皆さんの自治を高めながら地域を活性化していく、それを担って支援するのが地方自治体の役割だというふうに私は思っているのです。だから、そういう点からいうと、これまで地方自治体がちゃんと直営でやってきたけれども、指定管理制度という制度が法律としてできたからやるようになったのですけれども、そういう点からいうと、憲法で保障されている住民自治との関係で、ここはどういふうに高めようとしているのか。いわゆる民間ですから、やっぱり職員とは全然違うわけです。そこら辺はどのように発展させようとしているのか伺いたいと思います。それは、全体としては企画部長なのか、総務部長なのかわからない。まちづくりをどういふうに進めようとしているかというところが私は一番大事だというふうにちょっと思うのです。いかがでしょうか。

(企画部長兼川里支所長) 急に大きな話になって振られたので、なかなか

か答えようがないのですけれども、まちづくりと一言で言われてもなかなか答えようがないのですが、全般を聞いていますと、今まで官がやっていたものが、形を変えて指定管理という制度を導入してどうなのかという話になってくるかと思えます。やっぱり私も三十何年やらせていただきましたして、入った当初と役所のあり方というのは大分変わってきているというのは実情です。それは、根底には市民ニーズが大分変わってきているというのがあるのかなというふうに思っております。一方で、よいサービスの提供を求めるといふ市民もいれば、一方で行政は効率化しなくては意味がないだろうという、こういった意見も当然あるわけです。そういった中で最善の策を選びながらまちづくりをさせていただいて、税金を有効に活用させていただいて、なおかつ市民の皆様にもご協力いただきながらまちづくりを進めていきたいと、そういうふうに考えています。

以上です。

（竹田）私は一番思うのは、市民の声を直接聞くということと、いわゆる臨場感を持って聞くということと、話を又聞き、変な言い方ですけども、ワンクッション置いて聞くというところでは、全然その認識が私は違ってくるというふうに思っているのです。だから、やっぱり住民のニーズ、遠くまで来れないけれども地域の中で頑張って、元気で頑張ろうねというふうに活動している人たちを支援するのが本来自治体の役割だというふうに思うわけです。そういう点からいうと、指定管理にして、周りのところがどんどん、どんどん直接住民の声を聞く職員がいなくなっている形になるわけでしょう。そういう中でこうだよという話を聞いているとしても、臨場感がないというふうになってくると思うのです。ましてやニーズが多様化しているというところでは、では自治体は一体最終的には何をやるようになっていくのかというところが私は非常に疑問なのですけれども、そこら辺は何を最終的にやるようになるのでしょうか。

（企画部長兼川里支所長）この議案第63号に関連しているかと言われると、非常に私のほうは答えづらいなというふうに思っています。それ言

い始めますと、全てがそういう話になってしまいますので、ここで一言
言わせていただければ、当然住民の福祉、住民の幸せを願った形でのま
ちづくりを進めるといのはもう根底ですので、あらゆる面でそういう
ことを意識しながら行政を進めていきたいと。63号の議案のほうに戻し
ていただきたいなと思います。

（委員長）そうですね。そうしてください。

（竹田）私は、別に63号の、コミュニティーですから、地域づくりだよ
ね。市民協働ですよ、コミュニティーというのは。コミュニティーと
いうのはそういうことでしょう。

（何事か声あり）

（竹田）そうそう。だって、議案第63号の中で……

（整理したほうがいいよの声あり）

（委員長）竹田委員、いいですか。確かに……

（竹田）ごめんね。だって、コミュニティーだから。

（委員長）大きな意味ではわかりますけれども、今第63号については指
定管理者の指定ということで、そこをターゲットというか、質問しても
らいたいと私は思いますので、よろしくお願いします。

（竹田）はい、わかりました。だって、近隣活動でしょう。市民の交流
の促進と市民コミュニティーを図るといことなわけだから、いいので
ない。全然離れていないと思います。コミュニティーだから、地域コミ
ュニティーというのは非常に大きな意味を私は持っていると思うので
す。市民協働、市民との協働を進めていくというところだから、大事か
なというふうにちょっと思っているのですけれども、そういう点からい
うと、先ほどから一定程度評価があるということですが、指定管理がど
んどん広がることによって直接市民の声が聞きにくくなる可能性はある
のではないかというふうに私は考えていますが、そこら辺をどのように
今後……そういうことはないというふうに思うということもあるかもし
れないのですが、どう反映しようとしているのかだけ最後にお聞きをし
ておきます。

（自治文化課長）コミュニティーセンターの指定管理によって、地域の声

が届きにくくなるのではないという形でございますが、当然のことながら、指定管理者にはコミュニティセンターというものの公の施設の管理者、民間であっても公の施設の管理者としての自覚と責任を持って業務を推進していただいておりますし、今後につきましてもそこについては行政としてきちんと話をさせて、機会を捉えて、あるごとに話をさせていただくということ。それから、アンケート等に出てきたものについても、モニター等で、モニタリングの際等に私どもに伝えていただいておりますので、今後も引き続きそういったことがないように、きちんと指定管理者と連携をして進めてまいります。

(自治文化課副参事) 若干ちょっと補足させていただきます。導入当初、今竹田委員がご指摘されるような点が当然懸念されました。当然自治会とか、そういったいわゆる地域の方々とどうコミュニケーションを図っていけるのかというところがやはり課題として上がっておりました。そういった点につきましては、市も積極的に指定管理者と入りまして、そのところを詰めていくというところで実施しておりまして、今は一定の距離感を保ちながら、良好な関係を築いておりまして、自治会とも地域とも良好な関係を維持しているということで、毎月の定例報告の中でも確認をしておるところです。

以上です。

(竹田) 今のご答弁いただいて、それは指定管理者と住民との関係では良好と、一定の距離をとりながらいい関係を築いてきているということにはわかりました。では、自治体職員との関係はどうなのですか。再度お聞きします。

(自治文化課副参事) 竹田委員ご質問の市とのということですが、当然指定管理者から直接お話を我々は毎月聴取しているわけですから、住民の声をきちっと吸い上げて、それについて対処できるような対策をとっております。また、自治文化課につきましては自治会も持っておりますので、その辺につきましては会長を含め、十分に話し合う要素も持っておりますので、対応させていただいているところでございます。

以上です。

(永沼) 大きな質問から、少し細かい質問をしていきたいと思います。いただいている資料の中で、コミュニティセンターの指定管理者の候補者の選定結果ということで、評価等載っておるわけですがけれども、例えば年間の実施事業計画、先ほど野本委員から質問されて、具体的な自主事業等をご答弁されていたのですが、例えば点数配分の25に対して21なのですが、あと4つ足りないというのはどういう点で4つ足りないのかというのをちょっと教えていただきたいなど。

(自治文化課長) こちらにつきまして、5人の委員で調査部会の中で評点をつけているところでございます。その合計という形でございますので、具体的にどこがというのは5人の委員ですが、若干異なる部分があるかと思えます。ただ、今回自主事業の中ご提案をいただいている中では、先ほどご答弁申し上げましたが、本務であるコミュニティーを活性化させるための自主事業、それからコミュニティー団体、サークル等がより活発に活動できるようなための自主事業、それからコミュニティセンターを認知してもらうための周知事業、この3つに分けてご提案をいただいております。そういった中の割合の中で、私も調査部会の一人で行ってまいりましたが、周知事業の割合が比較的、若干多過ぎるのかなという部分で点数のほう若干落ちた。ほかの委員さん等についてはあれですが、そういった点で考えております。

(永沼) 今のようによく全てを聞いてはいませんが、特に気になったのが個人情報保護するための措置で、25点配分のうち20ということで、5少ないわけです。この項目が個人情報保護するための措置ということで、この足りない5によって個人情報保護できないということにならないのかどうか、その辺ちょっと懸念されているのですが、その辺ちょっと教えてください。

(自治文化課長) 今回ご提案をいただいております指定管理者に基づく個人情報の管理という部分につきましては、公の施設の管理者として、当然のことながら鴻巣市の個人情報保護制度に準拠した取り扱いというものをご求めています。そういった中で、準拠はしていきますという形でのご回答はいただいているのですが、その部分につい

て若干個人情報の取得、いわゆる利用申し込みの部分で必要のない情報だとかも含めて……例えば、変な話ですけれども、一つの例として申し上げさせていただきますが、現在例えば男性か女性かという部分について記入する必要があるかないか、そういったところも事業によって必要な場合にはそこを設ける必要がありますけれども、ないものにまでそういったものが入っているというところで、個人情報としてのそこを取得しなくていいものも取得しているというような例等もございました。そういう部分を含めまして、委員がご指摘の個人情報がどこかに出てしまうのではないかとといった部分での懸念ではなく、ここの点数が下がっているという認識でございます。

（永沼）理解できました。ただ、この個人情報を保護するための措置については、25になるように執行部としても指導等を行っていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

（自治文化課長）当然プレゼンテーションの中で、その部分についてお伺いをしたわけですが、やはり個人情報の取得、それから個人情報の取り扱い、それから個人情報の廃棄、ここに至るまでのきちんと今後個人情報、今後議案をご議決いただいた後に、基本協定というものを結ぶことになっております。その中で、個人情報の取り扱いに関する特記事項という形で、その部分については特記をさせていただき、先ほど申し上げました取得、取り扱い、廃棄、ここの部分について万全を期すように策を講じてまいりたいと考えております。

（委員長）ほかに質疑ございますか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立コミュニティふれあいセンター及び鴻巣市立本町コミュニティセンターとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時18分)



(開議 午前10時38分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市市民活動センターとなりますが、執行部の説明を求めます。

(自治文化課副参事) それでは、続きまして議案第64号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、エルミこうのすアネックスビル3階の鴻巣市市民活動センターに新たに指定管理者制度を導入し、民間の能力を活用することにより、施設の設置目的である市民の交流と市民活動の活性化を図り、もって住民サービスの向上と経費の節減を図るための指定管理者の指定となっております。指定管理者につきましては、街活性室・サンワックス共同事業体を指定するものでございます。なお、指定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(矢島) この選定結果のところなのですが、この点数のつけ方というのは、例えば絶対評価なのか、相対評価なのか伺います。

(自治文化課長) 絶対評価でございます。

(矢島) 次に伺いますけれども、この評価を採点するに当たって客観性を保つために努めていること、どんなことに配慮しているのか伺います。どんなことに工夫をしているのか伺います。

(自治文化課長) 指定管理選定に当たりまして、選定基準というものを設けまして選定を行っております。

(矢島) 絶対評価だと言ったので、私ちょっと質問が狂ってしまったのですけれども、ちょっとお伺いします。このサンワックスさんの共同事業体とB社、Bというのですか、これを比較した場合に、Bがまさっているものが費用積算、それから収支計画の妥当性、そして管理経費の縮減効果ということで、主にお金にかかわる部分、これがまさっている、これ3点だけですけれども、まさっていると思うのですが、これを見て何が言えるのか。例えばサンワックスさんは、余り費用積算がB社に比べてこれこれこういうふうに劣っているとか、具体的には言えないでしょうけれども、お金の関係については縮減効果がBのほうが高かった、単純にそんなことが言えるのかどうなのか、このことだけを見て、何か言えることありましたらお伺いします。

(自治文化課長) B社と比較をいたしまして、今回ご審議をいただいております指定管理候補者のところでございますが、まず第1に費用積算の部分につきましては、こちら提案事業に対する費用の積算を見るところか判断するところでございます。それから、金額的なものとして、最終的なところの収支計画の妥当性というところで、こちらにつきましては5年間の指定管理料で判断をするものでございます。ここで委員ご質問の部分につきましては、今回の提案に当たりましては総体的な費用としてはB社のほうが低目であったということでございます。

(坂本) まず初めに、今の点数配分なのだけれども、先ほどのコミセンのほうと点数配分、枠が違うのが1カ所あるよね。センターの提案事業計画書と。これは、あくまでも市民活動センターの中であれを活用するためにどういう提案をするかということで、提案が入ってきていると思うのだけれども、この提案事業というのは提示されているのだよね、こ

ういうことをやりたいと。業者のほうからそれが出ているということですよ。そうではない。役所のほうでこれをやってくださいということなの。

(自治文化課副参事)提案事業につきましてご説明させていただきます。提案事業につきましては、市のほうとして100万円の上限を設けまして、市民活動を活性化させるための方策としてどのようなことができますかということで、提案をそれぞれの企業のほうから提案をしていただきまして、そこについて内容を精査して、この点数の配点をつけたところです。ですので、ほかのコミセンのところにはないところとして追加しております。

以上です。

(坂本)ということは、今回この指定管理を受けるに当たって、受けた場合には100万円の範囲でこういう事業をやりますよということはあるわけだよね。どんなことが出ているのだろう。

(自治文化課副参事)それでは、幾つか提案をいただきました講座について、ご説明のほうをさせていただきたいと思います。

事業名としましては、子育て世代に向けました子育て支援講座、これは市民活動のいわゆる社会公益的な活動をしている団体が基本的に中心になりまして、いわゆる市が実際実施している子育てということではなくて、社会貢献活動を実施している団体をフォローしていくと。また、現在うちのほうの市民活動センターにおいて、子育ての交流コーナーが当然ございまして、そこで活動しているNPO法人、キッズクラブとか、そういったところと提携をしまして、サービスの提供、それと講座を実施していきたいというまず提案が1つございました。

それから、シニア世代に向けたシニアのスキルアップ講座、いわゆる会社を退職したシニア層に対して社会参加をしていただくための講座、そういったものを実施していきたい。

それから、現在あるNPO団体を含めまして支援していく、それから育成支援を行っていくというところで提案をいただいております。

そのほかに健康づくり講座であったり、創業支援セミナー、それから芸

術の展示会、そういったものの企画をもろもろいただいておりますのでございます。

（坂本）これは、今報告されたものはサンワックスのほうだよ。今回B社と入っていると思うのだけれども、こっちの提案も言っても大丈夫なのですか。

（自治文化課副参事）B社につきましては、どちらかというコミュニティセンターで現在実施されているような、いわゆるスマートフォンすとか、そういったどちらかという市民活動と直結ということではなくて、コミュニティセンターで行われるような講座、セミナーというのが中心に出されておまして、ということで提案を受けております。

（坂本）今具体的に言われていたけれども、それぐらいの範囲だったのですか。

（自治文化課副参事）個数についてはもう少しありましたけれども、内容的にはそういった類いのものになっております。

（坂本）このサンワックスが今回第2次審査まで行ったということになっているわけだよ。ここに出ているということは、1次審査ではなく、第2次まで行って、そこで判断されたということだよ。この最初の説明であったかどうか、ちょっと聞き漏らしたのだけれども、この事業に関して何社ぐらいの応募があったのだったっけ、最初は。

（自治文化課副参事）こちらに現地説明会におきまして5社見えられまして、実際の申請が2社というところがございます。

（中野）それでは、議案第64号について何点か伺います。最初に、この街活性室と、それからサンワックスの共同事業体となっていますが、これちょっと私認識不足かもしれませんけれども、共同体というのはあちこちに指定管理者ありますよね。例えば吹上のスポーツ施設、あれシンコースポーツと、それからサンワックスだったかな、共同体になっています。すると、今回もそういうことなのですが、共同体ということになると、本来サンワックスはサンワックスとしての得意分野、それから街活性室は街活性室の得意分野がある。これは共同体つくるということは、当然指定管理を受けるに際して、その仕事を任務分担というか、こうい

うものについてきちっとされているのだと思うのです。これは大ざっぱに言ってどういう分け方をしているのか、ちょっと伺いたいと思います。

（自治文化課副参事）街活性室・サンワックス共同事業体でございますが、共同事業体結成に当たりまして、それぞれで協定書を結んでおりまして、その中でその責任の所在を共同事業体のいわゆる分担業務ということで分けてありまして、その中にそれぞれ街活性室が分担する業務と、それからサンワックスさんが責任を持って実務を負うということで分けられております。それは、こちらのほうにも協定書を提出いただいておりますので、その把握は十分にされているかなと思います。主にビルのメンテナンスというところをサンワックスさんが中心となって実施しているところでありまして、いわゆる企画立案、それから通常業務におきましては街活性室が中心になるということで提案いただいております。

以上です。

（中野）そういう点についてはわかりました。

次に、5日の本会議の中で、質疑、答弁の中で、運営協議会を指定管理者が設置していくということの答弁がありました。この運営協議会について、ここには指定管理者だけのあれなのか、そこに市が運営協議会の中に参画してくるのかということについてちょっと伺っておきます。

（自治文化課副参事）こちらにつきましてですけれども、市のほうは現段階提案を受けたところでございますので、今後指定を受けられましたら、この後運営協議会について協議していくこととなります。当然必要な部分であるというふうにも我々も認識しておりますが、今現在提案いただいておりますのが街活性室、サンワックスの企業が汗をかいて、いわゆる自治会ですとか、例えば大学ですとか、それからPTA、社会福祉協議会、それからコミュニティー協議会、そういったところと連携を組みまして、年に1回から2回実施していきたいという今のところ報告を受けております。当然その中には市も入っていきながら、こういった形で運営協議会が設立できるかというところを協議してまいりたいというふうにご考えております。

以上です。

(中野) 今の副参事の答弁ですと、年1回か2回運営協議会を行うということで、今言ったように、そこには市が参画をしていきたいという答弁がございましたけれども、このことについて間違いなく市が入っていくと、それも単数ではなくて複数委員が加わると、そこは私は望ましいと思うのですが、参画する場合、単数よりは複数のほうが良いと思うのですが、その点についてどの程度考えているのか。運営協議会の委員の全体人数にもよりますけれども、どの程度市から参画しようとしているのかについて伺っておきます。

(自治文化課長) 委員ご質問の部分でございますが、まだ運営協議会というものがどういう形でというのはご提案をいただいている内容でございます。ただ、私どもの仕事の中でも、当然市民活動、この市民活動という分野は最近出てきた行政としての分野ということも含めまして、市民活動センターを拠点に、どのように市民活動を進めていくかという中で、職員、仮にそういう形でつくるという形で運営をしていくという形になりましたときには、必ず参加をさせていただきたいと考えております。

あとそれから、複数の人数ということですので、こちらにつきましても今後検討を行ってまいりたいと考えております。

(中野) わかりました。今後の市民活動センターは、たしか記憶だと平成25年度オープンしているのかな、市民活動センターが。それまで直営でやってきたわけですね。今回初めて指定管理制度を入れるということですが、これやっぱり本市の鴻巣市の市民活動の拠点ですよ。何といたっても拠点です。しかも駅に近いということから考えると、やっぱり当然のことですが、指定管理の選定結果を私も見ているのですが、そう考えたときに、ここで一番大事なのは、やっぱり市民サービスを落とさない、あるいは場合によったら直営以上に市民サービスを充実させていくということが大事な施設、ここは。だから、そういう点について、この指定管理者の選定結果を見ているけれども、今申し上げました街活性室及びサンワックスの共同体に対して、その辺のことについて市と

してどのように伝えてあるのかについて伺っておきたいと思います。

（自治文化課長）サービスを向上させるためのという部分になるかと思えますけれども、こちらにつきましてはやはりまず第1にサービスの基本となる挨拶を含めた接客、接遇、この部分を充実してもらいたいということが1点。それから、先ほど委員からもございましたが、駅至近ということで案内サービス、こういったものも充実していただきたい。それから、何より一番は市民の平等利用の確保、こちらについてきちんと行っていただきたいということでの話をさせていただいております。

（中野）そこだと思います。特にこの選定結果の中で、大事なのはやっぱり幾つかあるけれども、そういう点ではサービスの向上という点からいえば、やはり利用者等の要望の把握及び実現策という、これは非常に大事なことだと思うのですが、これも実際35分の27ということで、割とこれからいうと高い部分に入るのかなという気はするのです。全体としてこれ見ると、77.6%ぐらいかな、総合計見ると。1,190分の924ですから77%ぐらいです。そういう点からすると、ここの今言った利用者、これについても、ここに示してあるように35分の27ですから、そういう意味では高いと思うので、これについて再度やっぱり徹底していただくことについて確認をしておきたいと思うんですが、どうでしょう。

（自治文化課長）利用者のトラブル未然防止と対処方策というところの観点でよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

（自治文化課長）こちらにつきましては、当然のことながら苦情対応に対する心構え、それから苦情が万が一発生した場合にどのような形で対応していくかというマネジメントのマニュアル、それからトラブル、苦情窓口の一元化、こういった当然市でも実施しているところですが、特に今回指定管理者のほうから重視してやっていきたいというところは再発防止、万が一苦情が来た場合に再発防止に力を入れていきたいというご提案をいただいておりますので、市といたしましてもトラブルというものはまず初期対応が大切だということでの話をさせていただきながら、トラブルの未然防止、また万が一トラブルが発生した場合の対処に

ついて万全を期すように今後話をしていきたいと考えております。

(中野) 次に、これも5日の本会議の中で質疑の中で出てきた数字ですけれども、この市民活動センター、直轄だったのが指定管理にすることによって年間3,300万ぐらいの節減になるというふうに私は5日の質疑の答弁の中で聞き、メモをしておきました。そういう点では、3,300万節減という意味の一番大きなところは何なのでしょう、人件費でしょうか。

(自治文化課副参事) 節減できたというところでよろしいかと思うのですけれども、中野委員さんがおっしゃられるとおり、人件費が非常に多くなっております。その金額ですが、およそ3,608万円を一応見込んでおります。委託費で約629万円、需用費で約600万円、それから新たなる経費というところを若干見ています。それが1,300万円見ておりますので、差し引きしまして3,300万円というところでご説明を申し上げた次第です。

(自治文化課長) 先ほどの説明の中で、3,300万円差し引きということですが、こちらにつきましては5年間で3,300万円の節減が……

(年間じゃないんだの声あり)

(自治文化課長) はい、図れるという形でのご答弁という形でよろしくお願いをいたします。

(中野) わかりました。私、前言訂正します。私のメモでは年間と書いてありましたけれども、5年間で3,300万。承知しました。

そこで、5年間で3,300万円削減されるということですから、約660万円ぐらいですか、年間ね。いう中で、さてここにいた職員を今後どのように活用を図っていくのか。つまり、今いろいろ職員から聞いていると、職場によって忙しいところと、それから比較的そうでないところにはばらつきが大き過ぎると言うのです。例えば今水曜日、ノー残業をやっているでしょう。マイクで帰りなさいと。しかし、翌日一番いい例として祭日が翌日のとき、必ず翌日出てきてやっているのです。私も見ました、実態として。そう職員から聞いているから。やっぱりノー残業で残業なしでいいのだけれども、翌日祭日に出てくるのです。こういう実態があ

る中で、やっぱり職員の健康管理ということから考えると、こうしたいわば指定管理をすることによって、その分職員が浮くわけ。一方では職員は減ってきているわけ。浮いたって失礼だけれども。そういう中で、そういう指定管理にしたことによっての職員の活用について、そうした現状の職場の実態、これらを十分に把握した上で、やっぱり配属がえをしていくというふうにしていかないと、せっかく指定管理にしても意味がないという気がするので、この辺についてどのように考えているか、伺っていきたいと思います。これは職員課長かな。

（総務部参事兼職員課長）今中野委員のほうからお話、ご指摘等あったように、指定管理で今携わっている直営の職員については、各部署の新規事業の内容ですとか、今お話のありました時間外勤務の状況を踏まえまして、新年度の体制に当たって配置してまいりたいというふうに考えております。今現行ですと、各課の課長ヒアリングは一通り終えまして、またこの年末に向けまして一段落上のヒアリングということで、部長ヒアリング等も始まってまいりますので、その中で全庁的な職員の配置を考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（中野）その際、やはり私も議会があるときとかそうでないときも時たま来るのですが、どの程度みんな遅くまでやっているかというのをそっと見ているのです。それから、祭日なんかも見たりするのですが、その際今の各職場の職員の配置ってあるではないですか、人数が。この見直しもやっぱり現実に合わせて、本当に、季節的に忙しいとかは別です。年間通してやっぱり忙しくて足りないところがあるというところも私は職員から漏れ聞いております。そういうふうに考えたとき、やっぱり職場の適正配置ということについての人数の変更、これらもやっぱり根本的に見直す必要があるのではないかと思って、この際直轄が戻ってくるわけですから、というふうに考えているのですが、その辺職員課長どう考えますか。

（総務部参事兼職員課長）その辺、課長ヒアリングというか所属、各部署45からの部署それぞれこの新年度始まりましてからの事業の進捗です

とか内容ですとか、それに当たっての職員の勤務状況等をヒアリングしております。その結果を報告にまとめまして、この後部長ヒアリングをそれぞれ行ってまいります。そのほかに、今システム上での時間外勤務手当の集計も出ておりますので、そういったものも考慮しながら適正な配置に努めてまいりたいというふうには考えております。

（中野）課長ヒアリング、いいのですが、私も長い間民間の職場にいて思うのですが、課長を目の前にして言いづらけれども、課長がやっぱり自分の部下を減らしたくないのです。絶対減らしたくない。それは大所高所から見ていかないと、課長ヒアリングではだめなのです。そうすると、やっぱり適正配置を考えたときに、職員一人一人にやっぱり職員課が、日常の業務に当たっての忙しさ、仕事の密度、こういうようにしてきちっと掌握するための、例えばアンケート等を投じてやるとかしないと、課長ヒアリングでは、さっき言ったようになかなか自分の課の職員を手放すということとはできづらい。そういうことを考えたとき、そうした職員一人一人の日常の仕事に対する意識、季節的なものは別として、こういうものをやるお考えあるかどうか。職員課長が、では実際どこが忙しくてどこが暇なんてつかんでいますか。つかんでいないでしょう。そういうことをきちっと把握して、誰でもがやっぱり同じような仕事量で1日が終わるように、やっぱり職場の配置を変えていくということが必要ではないかと思って、その点職員の意識、意向、特に意向だ、意向等、日常の仕事に対する、仕事量に対する、そういうものについて意向を聞くというようなことをやるような考えあるかどうか伺っておきます。

（総務部参事兼職員課長）今現状でも、まず自己申告書という制度がございまして、その中で、その提出については封書に入れて、所属長が確認とれないような状況で職員課に上がってまいります。その中で職員の方も率直な意見というのは示せるのかなというふうには考えております。それと、毎月行っております職員相談というのがありますけれども、大きなところでは現行の問題であったりとかというところになるかとは思いますが、そういう機会においても現在の自分の置かれてい

る課、それから担当がこのような状況ですというような話を伺う機会もあります。今現行その自己申告書の提出の制度ですとか、毎月1回行っている相談の機会もございますが、またよりよい制度を構築できれば、そういったものも研究してまいりたいというふうには考えております。以上です。

（野本） それでは、伺います。64号は市民活動センターの指定管理ということですが、その前の63号と審査項目は違うわけですね。審査項目が違うと伺いますか、審査のバランスというのかな、その辺が違ってくるわけですが、その目的の違いとバランスの違いに連動するところ、どういう目的が違うからこういうところが強調されているとか、その辺をまず伺いたいと思います。傾向としてということでもいいですが。

（自治文化課長） 委員のご質問の部分で、コミュニティセンターと市民活動センターの違い、それに基づくどのような審査というか傾向が違うかということのご質問という形でご回答申し上げます。

コミュニティセンターと申しますのは、やはり地域活動、住民同士がつながりを持って、より住みよいまちにするためというのが一番の目的でございます。市民活動というものにつきましては、公益性を持ち、福祉、環境など特定のテーマ、こういったものに取り組む、そういう団体を支援することを目的として設置されたが市民活動センターであると認識をしております。そういう中で、やはり今回ご提案をいただいた中では、さきの委員のご質問でもご答弁させていただいたところですが、どちらかといいますと、特に提案事業の部分につきましては、もう一社につきましては地域活動に近い部分の提案があったと。今回の候補者につきましては、市民活動を支援する立場での提案があったという中での傾向と評点の違いになっていると考えております。

（野本） わかりました。市民活動をよりよく行うという観点で、あそこを利用させていただいたり訪ねたりすると、イメージとしては1階にある図書館を補完する場所的なイメージを受けてしまうわけですが、見え方として。それは、もしかしたら団体を支援する目的と相反することになりかねないかなというふうに思うのです。というのは、貸し館として利

用している中で、音だとか、交流を制限されなければならないという面がどうしても出ているような気がするのです。その点について考えを伺いたい。

（自治文化課長）あちらの市民活動センターにつきましては、登録団体等が利用できます会議室、それからそのほか会議室を借りなくても打ち合わせ等ができるようなスペース、それから非常にいい立地という部分でございますので、委員ご指摘のとおり学生さんを中心とした利用ができるフリースペースというようなイメージで大まかに、そのほか子育て交流のコーナーだとかございますけれども、そういう部分につきましては現段階で逆に市民活動を行っている方々、登録者の団体の方々等から一般利用をされている方々等に対するご意見等はいただいている状況でございますし、せっかくああいうスペースですので、目的を妨げない限り、有意義に活用していただきたいというふうに考えております。

（野本）今回、今後指定管理をしていく中では、指定管理者もさまざまな発想、アイデアを実現したいと思うわけですがけれども、やはりにぎわいですとかそういうものが当然出てくるのではないかなというふうに思うのです。そのところがもしかしたら制約につながるのではないかと想像しているわけですがけれども、その点はこれまでとこれから、何か工夫ができるのかどうか、伺いたいと思います。

（自治文化課長）基本的にはあちらの施設の設置の第一義といたしましては市民活動の拠点施設としてのということですので、現在260を超える団体のご登録がされておりますので、その方々の利用、また市民活動として団体をつくっていただくという人の第一義として考えて、施設運営は行っていただけるものと考えております。ただし、先ほど来の繰り返しになりますが、あいている場合の交流スペース、こういったところにつきましては、市民の皆さん、多くの皆さんにまずお越しいただいてご利用いただきたいという部分については、やはりバランスの部分になるかと思えます。やはり委員ご指摘の部分で、あそこでのイベント等を実施して、交流スペース等でもイベント等を実施していくのだというようなときには、事前にやはり交流スペースのほうに張り出すなりの周知をき

ちんとして、この期間、この日は使えないだとか、そういったところの利用者、たとえ無料とはいえ、無料のスペースの部分も利用者の方々でございまして、そういった方々にきちんと周知をした上で、苦情等につながらないように対応をとっていただくよう話をしていきたいと考えております。

(野本) では、もう一つ伺います。市民活動センターと、その前に出てきた、63号に出てきているコミュニティセンターとふれあいセンターの場合は、施設そのものの構造が違いますよね。片や独立した建物、片やビルのワンフロアという意味では、メンテナンスは圧倒的に市民活動センターのほうがしやすいのではないかなというふうに思うわけです。そこについて、当然新しさも全く違うという意味では、かかる経費なんか新しいほうがかからないのだろうなというふうに思ったりするわけですが、その点については説明会の資料ですとか、その中には違いがあったといえますか、大きくその部分のバランスはどうだったでしょうか。

(自治文化課副参事) それでは、回答させていただきます。まず、コミュニティセンターなのですが、ふれあいセンターの設置は昭和58年でございます。それから、本町コミュニティセンターについては昭和62年、そして市民活動センターは平成25年ということですので、当然建物の老朽化が進んでおるのはコミュニティセンターのほうが進んでおります。そういった中で、本町コミュニティセンター、ふれあいセンターにつきましてもどうしても修繕費という部分で金額のほうが高くなってくるということと、また我々のほうで整備していく工事等が発生してくるというところで認識しております。また、市民活動センターにおきましては、現状では修繕費も比較的少ない金額で今現在推移しております。次年度においてもその辺、先5年も含めまして、高額にならない程度の修繕料というところで見込んでいるところでございます。

それから、管理しやすい、しにくいというところがございますが、当然老朽化した施設につきましても、漏水を含めたいろんな現状が出てきますので、その都度対応させていただいているということと、それとでき

るだけ予算化をしながら適正な修繕を実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

（自治文化課長）補足といたしまして、独立した館と、それからいわゆる共有と申しますか、ビルとしての部分というところで、こちら本会議でもございましたが、市民活動センターあるいは一緒に入っております図書館、こちらにつきましても管理費負担金というものが同様に発生をしております、全体共用部分、一部共用部分、こういった部分につきましては管理費負担金を市のほうで納入をいたしまして、その上で管理をしていただいているという状況の中では、その部分については管理組合、こちらのほうに市がお支払いをして、管理をお願いしているというところになっております。

（野本）確認ですが、そうしますと管理費負担金については指定管理には含まれないということによろしいのですか。

（自治文化課長）含まれておりません。こちらは図書館、それから一緒に入っております映画館、こちらにつきましても同様でございます。

（野本）そうすると、あとは補正予算のほうの債務負担行為の額になってしまうので、ちょっとここで余り触れられませんが、市民活動センターの管理業務委託のほうがコミュニティセンターよりも大きな額が示されているわけですね。その辺が我々どう理解していったらいいのかなというふうによくわからなくなっていく部分だったので、この部分を今伺ったわけですがけれども。

（自治文化課副参事）委員ご指摘の市民活動センターと、それからコミセンの指定管理料の違いということですが、まずコミュニティセンターにつきましては、まず休館日の関係なのですけれども、火曜日、祝日、年末年始ということになっております。市民活動センターにおきましては、年末年始、それから臨時休館の年4日間で、355日間の運営ということになります。それから、9時から夜の10時までの営業というふうになりますので、その利用時間も延びているというところがございます、金額のほうはどうしても人件費等の部分で膨らんでくるというところ

ころでございます。

(野本) 共同事業体のサンワックスさんは、ビルメンテが得意分野ということで伺いましたけれども、これまで直営をしていた中で、図書館の部分は市、3階も市が管理してきたという部分では、これまでのメンテナンスというのは一緒に図書館と、1階と3階は同じ事業者がやっていたということでしょうか。館全体を通して一括で管理をしてきたのか、その辺について伺います。

(自治文化課長) 全体共用にかかわる部分、例えば外壁であったり、エレベーターであったり、こういったものについては管理組合のほうに負担金の中でお願いをしております、各フロアと申しますか、市民活動センターは市民活動センター、図書館は図書館という形での別々の管理という形になっております。

(野本) その管理には、今回共同事業体のサンワックスさんはかかわりはあるのですか。

(自治文化課長) こちらは市民活動センター内の管理のみにでございます。

(野本) では、サンワックスさんは、今回市民活動センターの指定管理で初めてこの管理に加わるという考えでよろしいのでしょうか。

(自治文化課長) そのとおりでございます。

(竹田) 何点かお尋ねをします。

まず1点目が、今サンワックスさんの例が出ていましたけれども、今実際に清掃作業をしていただいている業者さんというのはどこなのでしょうか。

(自治文化課長) 別の事業者さんでございます。

(別の、言えないのの声あり)

(自治文化課長) 美装でございます。

(竹田) わかりました。丁寧に、非常にきれいにやっていただいているなどというのは、私も時々市民活動センターを利用させていただいているので、そう感じていますが、問題はサンワックスさんが今度ビル管理については街活性室と共同してやるということなのですからけれども、サンワ

ックスさんに対する評価はどうでしょうか。どのように評価されていますか。

（自治文化課長）先ほどのサンワックスさんの評価ということですが、企業として非常に指定管理を手がけているという評価をしております。

（竹田）私、本会議場で質問させていただいて、シンコースポーツと一緒にサンワックスさんはいろいろな鴻巣市内の体育施設などを管理していただいているのですけれども、過日お話ししたとおり、アリーナの見学席のところとか、いろいろな道具を納めるところの清掃は全然やっていないということ、最初担当課に話をし、本会議でも取り上げさせていただいたのですけれども、そしたら現場を見た翌々日かな、金曜日見て、月曜日の日にはサンワックスさんはいつも1人でやっている業務を2人で来て、アリーナの清掃をしていたそうです。「何だ、その気になればできるんじゃない。」と皆さんおっしゃっていましたが、そういうふうに指摘をされなければやらない業者さん、しかも問題があるよと言っていたにもかかわらず、3カ月も放っておいた業者さんに、その苦情への対応ということも含めて、サービスとか点数の問題でいうと、利用者の要望の把握及び実現策では50分の38だから、当然私は低いかなというふうにちょっと思うのですけれども、そういう事業者で大丈夫と言える根拠は何かというのをちょっとお尋ねします。

（自治文化課長）今回新たに指定管理をこちらにつきましてはお願いをするという部分を含めまして、先ほどご答弁をさせていただいているものと重複をいたしますが、現在のサービス水準、これは清掃もそうですけれども、維持あるいは向上させるということがまず第1というか、下がるということは想定をしております。当然現地説明会におきましても、こういう形で清掃が行われているということについて説明をして、その部分が当然維持あるいは向上できるという中での申請というふうに認識しております。ただ、しかしながら、委員さんが今ご質問いただいている部分につきましても、今後指定管理候補者とお話をする機会を捉えまして、きちんとお伝えはさせていただきたいと考えております。

(竹田) 当たり前だよ。物事を言うのに悪くなりますから指定管理しますなんていうのは当然言わないわけで、よくするために指定管理するのですよというふうに申し上げるのは、それはもう当たり前のこと。だけれども、そういうふうにしていって指定管理した体育施設がそういうことでしたよということだから、しかもモニタリングではよくやっていますという評価をみずからしているわけだから、そういう点からいうと、私はこの間ずっとやって、サンワックスさんって非常に全国展開している大きな企業ですけれども、さっきも言った経費の問題でいえば、経費が3,300万円くらいこの5年間でやってくるということは、経費をどこで削減するかといったら、やはり人件費、本来2人を配置すべきところを1人しか配置しないとかというふうになっていくわけだから、それはもう必然的に私は必要な人を配置しないわけだから、かつ臨時の限られた時間の中で働かざるを得ない人を配置するわけですから、そういうところでいくと、手の行き届かないところがふえていかざるを得ないというふうにちょっと思うわけです。そういう点では、そうするとやる時間内で終わらせるということは労働強化にも私はつながっていくのではないかというふうに考えますが、そこの辺はどのようにちょっと捉えているのかをお尋ねをしておきます。

(自治文化課長) その点につきましては、まず第1に先ほど委員さんのほうからもございましたが、きちんと毎月モニタリングとあわせて、館内見回り等も行っているというのが現在の私どものチェックの方法となっております。当然施設によっては老朽化等によって、やはりこれ以上きれいにならない、あるいは毎日掃除ができない場所等も出てくるかと思いますが、いずれにいたしましても私どもで現在自治文化課として指定管理をお願いする部分につきましては、再度そういった点につきましてもこういったご質疑等があった旨をお伝えいたしまして、今後そういったことが発生しないように努めてまいりたいと考えております。

(竹田) わかりました。それは当たり前で当然だと思います。それで、市民活動センター条例の第17条に、指定管理ができるよということが書いてあって、指定管理者は次の業務を行うということが書いて

ある。センターの施設の利用の許可に関する業務、それからセンターの施設及び施設の維持管理に関する業務、これを指定管理者にするわけですが、3項に「ほかにセンターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く」ということですから、市長のみの権限というのは、この中でいうとどんなものが出てくるのでしょうか。

(自治文化課長) こちらでございます条例に書いてございます部分の指定管理者が行える業務と、市長に委任する委任事項の部分でございますけれども、基本的には指定管理によりまして施設の許認可、利用の許可、こういったものにつきましては指定管理者のほうが行っていく形。ただし、特別申請、行政が事前に半年前にとか、こういった部分についてはこちらの自治文化課のほうで残すというような形で考えております。

(竹田) ということは、指定管理者が行えない部分も出てくるということで、いわゆる公共のものが、利用しようとする場合、例えばあそこのスペース、この間の子育てフェスタみたいに全面的に借り切ってしまうてやったりする場合は、これは指定管理者の部分ではないという解釈でいいのかどうか、ちょっと確認をします。

(自治文化課長) 施設で料金設定等がしてあるところの部分についての使用許可というものは、当然指定管理者が行うという形ですけれども、料金設定をしていない、あるいは占有利用、こういったところにつきましては、市のほうで判断に基づきまして、その利用の許可、不許可、こういったものについて判断を行っていく予定としております。

(竹田) 済みません、ちょっと私聞き漏らしているのかどうかかわからないですけれども、利用団体というのがありますよね。利用団体の登録が先ほど報告されたのですけれども、利用団体の登録の許可というのはどちらが。いわゆる指定管理者の許可になっていくのでしょうか。結構いろいろと決算報告とか、活動の目的とか、いろいろなものを書いて申請しないと利用団体にはならないですよ。だから、そういうところではちょっと確認をしたいと思います。

(自治文化課副参事) まず、団体の登録でございますが、団体の登録につきましては、先日5日の議会でも答弁があったかと思うのですけれど

も、事業者のほうでそちらのほうを基本的には済むようにするのですけれども、ただ必ずしもそこで回答できるものとそうでないものが場合によってはあると思いますので、その辺につきましては市と協議しながら進めていくというところで今後指導していく予定であります。

（竹田）この市民活動センターというのは市民活動の拠点になるということで、非常に重い役割を担っていただいている施設なわけですね。市民活動にかかわる相談に関することとか、学習の機会ということとか、情報の収集とか、いわゆる指定管理者がやる部分と、あと相談とか、プロパー的な専門家も配置しますよというふうにおっしゃって本会議では答弁もあったと思うのですけれども、そういう点からいうと、いかに市民活動を発展させていくかというところを本当に民間に任せていいのかというのは、やっぱり市民活動、市民の皆さんが元気でやるというところでの行政のかかわりというのですか、というのがちょっとこの中では希薄になっていく懸念が私はあるのですが、その点はどうでしょうか。

（自治文化課長）市民活動という部分の定義の部分になってくるかと存じますが、やはり市民活動を支援するという鴻巣市といたしまして姿勢を打ち出しまして、市民活動センターを整備している中、その部分について行政が行わないと希薄になってしまうのではないかとこの部分があるかと思うのですけれども、やはり行政というのはなかなかその活動団体個々の事情に合わせた対応というものに対応しづらい部分というのが当然出てくるものがあるかと思えます。そういう中で、ご相談をいただく内容の部分、それから情報の部分、こういったところをどういう形でというところで、今まで私ども行政で対応という形では職員が個々に対応しているのみでございましたけれども、今回民間企業の知恵とか、提案としていただいているところとしましては、私どもで管理をしておりました市民活動センターではなかったような提案、具体的には市民活動にかかわる図書だとかを配置する情報のコーナーの設置、それからもう一つがそこにいる職員、専門性を持った職員、どうしても行政の職員というのは一般職でこれまで対応している部分等がございましたので、一般職の範囲内で当然勉強はさせていただいておりますけれども、

対応しておりましたけれども、専門的知識を持った職員を配置いただけるのではないかと、民間であれば。といったところでお話をする中で、やはり今回のご提案の中ではそういった専門的知識を持った職員の配置を検討しているということ。それから、やはり大学との連携という答弁があったという中で、現段階での提案の中で、大学と連携して地域課題を含む市民活動に臨んでいきたいと。産、学、官連携での体制をこの5年間のうちに進めていきたいというご提案がありましたので、その部分につきましては、行政がこれまで運営を行っていた以上に民間企業に指定管理をすることによって得られる内容になると認識しております。

（竹田）わかりました。今のご説明の中では、産、学、官協働とか、専門的な知識を持った人というのは、私は行政でもやろうと思っただけのことですよね。例えば図書館司書の資格を持った大学を卒業した人が一般職で入るから、図書館に配置されないで一般職として全然違う部署に配置するとかということが、やっぱり鴻巣市内の職員の配置の私は問題だというふうに思っているのです。例えば産、学、民の協働でやっていて、まちづくりとか健康づくりを進めているのは、和光市とか新座市とかというのは、学校と協力しながらまちづくりと健康づくり進めていますよね。というふうなことを考えると、やっぱりそれら行政がその気になってやれば、幾らでもできること。だけれども、今回はたまたま指定管理者としてやるということをお口実というか説明をされるわけですが、基本的には私は人がやることだから、同じように人が配置できるわけで、問題は経費の問題がやっぱり一番大きいのかなというふうに私は思っているわけです。

そういう点では700人体制と、今700人もいないですけれども、そういう中でやっぱり自治体は自治体としての役割がどんどん、どんどん周りからなくなっていけば、先ほど言った自治体は何をやるどころなのという、本当に私は疑問が出てくるというふうに思います。出てくるのです。ですから、そういう点では皆さんはそういう立場で発言しているので、

—
(委員長) ちょっとずれてしまっているから……

(何事か声あり)

(委員長) 訂正してください。話がちょっと違って来るから。

(竹田) 今の、ごめんなさい。取り消します。命に準じてお仕事をされていますので、命でやっておられますけれども、私は市の姿勢としたら、やっぱり住民活動に本当に責任を負う、住民の活動を活性化するという点では非常に大事な事かなというふうに思うので、その点は見解が違っているので、あえて質問はしませんけれども。

あと、交流スペースのさっきの活用の問題で、野本委員が1階の図書館にはいっぱいなので、入れない人たちがそこで静かに確かに勉強しています。そういう点からいくと、今後市民活動センターが民間の人がやることによって、もっと利用者がふえるようになったら、あそこにいる学生さんたちとの整合性というのはどんなふうに図っていくようになるのでしょうか。フリースペースとの関係。

(自治文化課長) 基本的には市民活動センターとしての目的という部分は市民活動の部分と住民交流の促進という2つがうたわれていると、目的となっている施設でございますので、当然のことながら今まで以上に利用の促進というのでも期待しているところでございますし、学生に限らずフリースペースを利用している方も利用者であるというのは先ほどご答弁で申し上げました。こちらにつきましてはバランスをとった形で、利用者からの苦情が来ないような形で対応をお願いしていきたいと。特に毎回市民活動の方がわんさか来て、あそこでやっていただいた場合には、当然目的が最優先された施設でございます。ですが、学生さんだとか、そういった形の方にも当然今までと同様に使っていただきたい、また使えるような形での方策等については、仮にそういう場面があった場合には指定管理者と協議をしていきたいというふうに考えております。

(竹田) 市民活動センターでは、営利を目的としたことはできませんというふうになっていますよね。市民活動センターは、営利を目的とした活動はできないとなっていますよね。何号かな……第15条です。第15条、

「何人もセンターにおいて営利を目的とした行為をしてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるとき」ということで、例えば商業宣伝行為を主たる目的として利用する場合ということで、同じような規定がありますけれども、これは引き続き継続されていくのかどうか。

（自治文化課長）現在とこの条例に基づきまして、引き続き管理を行っていただくこととしております。

（竹田）あと、何か物が壊れてやったときには、もちろん壊した人の責任なのですが、だんだん劣化していくと補修をしなくてはならないといった場合に、この指定管理にするのに当たって、管理料の中には幾らまでのものを責任持ちなさいとかという規定というのは設けられているのかどうか、確認します。

（自治文化課長）市民活動センターにつきましては、30万円が指定管理料の中に予算として設定をされております。

（永沼）今回の議案第64号の公の施設の指定管理者の指定についてなのですが、いつから市として検討をして、今回のこの時期に指定管理者移行というふうな動きになったのか、その経緯についてお伺いいたします。

（自治文化課副参事）市民活動センターの指定管理につきましては、直営で開始以来ずっと指定管理が検討されてきたということは伺っております。ただし、1年目からこれまでかかわってきたというのは、当然市として何をすべきかというところを念頭に置きながら実施してまいりましたので、それがある程度市としてのとりあえず現状としての目標に達したというところで、新たないわゆる民間を含めたノウハウの提供を受けながら、新たに指定管理を実施していきたいということで、昨年より指定管理に向けた動きというか準備のほうを進めてまいりました。最終的にあくまで決定したというのは、本年度の3月、4月ごろ、最終的な決裁は5月というふうに把握していたかと思えます。

（永沼）今ご説明の中に、目標に達したというふうなご説明あったと思うのですが、その目標とはどのようなことなのでしょう。

（自治文化課副参事）市民活動センターにつきましては、まず団体をフォローしていくものと、それから一般利用の貸し館というところの二面

性が当然ございまして、そこを2表の利用表を活用しながら、きちっと管理ができるかというところを当初念頭に置いてきました。なかなか2表で施設を管理しているということがなかなかないものですから、いわゆる一般利用と団体利用、どうやって整合性を持ちながら利用させていくかというところまで進めてきたところがまず1点ございまして。それから、市民活動推進のための場の提供ですとか、情報の収集、提供、学習機会、軽微な相談、そういった基本的な機能に絞ってこれまで市としては運営のほうを実施してまいりました。さらなるステップアップというところで、今回指定管理を実施していくというところで決定したところでございます。

(永沼) わかりました。

次に、選定の関係なのですけれども、さきにやった63号の選定の点数配分と今回の活動センターの点数配分、ほとんど10点か20点ずつ多いわけなのですが、この差というのはどのように考えられているのでしょうか。例えば項目が多くなっているとか、そういうことなのか。

(自治文化課副参事) 先ほど前段の中でも説明のほうをさせていただいたかと思うのですけれども、提案事業が2項目ふえておりまして、その配点のところのみコミセンと市民活動が違うところになっております。

(永沼) 私が聞いたかったのは、例えば同じコミュニティセンターの項目の中で、施設の管理業務に対する基本方針という項目は同じように活動センターにもありますが、25がコミュニティセンターなのですが、活動センターは35、同じ項目で10点ずつ、または20点ずつ多いような、同じ項目であるのですけれども、この項目で点数が多い、その理由をお聞きしたいのです。

(自治文化課長) 大変失礼いたしました。こちらにつきまして、調査部会のほうが7人で行っておりますので、コミュニティセンターは5人という形でございまして、配点が多くなったということでございます。

(永沼) よくわかりました。

最後に、その選定というか最初なので、管理体制として、組織図という

よりも職員数と、あと地元雇用への配慮、これについて街活性室・サンワックス共同事業体はどのようなことをお示しになっているのかお尋ねいたします。

(自治文化課副参事) まず、市民活動センターの社員の状況でございますが、正社員が3名、それから非常勤が8名で回るということで伺っております。非正規社員の雇用につきましては、当然地元ということも含めまして、現在の雇用されている方々を中心にまず調整を図っていくということで業者のほうからは伺っているのですけれども、現在のところ、まだ決定しておりませんので、直接は行ってはおりません。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 全面的には本会議でやりますが、2点指摘をします。

1点目は、ジョイントでやる指定管理になりますが、指定されているサンワックスは、この間のいろいろな実績を見ると非常に瑕疵があるというか、問題がある事業所だというふうに私は判断をします。

2点目は、市民活動の拠点という点では、本来住民の暮らしのあらゆる分野があらわれているところですので、本来の地方自治体の役割からいって、指定管理することは自治体の役割を担っていく部分では問題があるという点で2点指摘をします。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はございませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市市民活動センターとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時56分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市映画館となりますが、執行部の説明を求めます。

(自治文化課長) それでは、続きまして議案第65号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、現在指定管理者制度を導入し管理を行っております鴻巣市映画館の指定管理期間が平成30年3月31日をもって満了することから、引き続き公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として、指定管理制度を活用した管理運営を行うための指定管理者の指定となっております。指定管理者につきましては、現在の指定管理者であります株式会社ティ・ジョイを指定するものでございます。なお、指定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(矢島) では、たくさん質疑させていただきます。

まず、大きいところで映画館を公設で事業実施することのメリットとデメリットについてお伺いします。

(自治文化課長) 鴻巣市映画館につきましては、映画を通じた市民文化の向上と中心市街地の活性化を図ることを目的として設置しているものでございます。ご質問のメリット、デメリットという形になりますと、指定管理の形態が利用料金制という制度をとっておりますので、管理運

営にかかわる部分の多くが利用料金、入場料で賄われているということが1点ございます。指定管理という形で利用料金制を導入しているわけですがけれども、そういう部分で逆に言いますと指定管理、商業ベースでやっているのと比較いたしまして運営の安定性、それから一番はやはり自治体が主体性を持って文化の振興に取り組んでいくことができる、映画を通じた文化の振興に取り組んでいくことができることがメリットであると考えております。また、反面デメリットというところになりますと、先ほどのメリットの裏返しになってくる部分だとは思いますが、やはり映画の興行という部分は集客の見きわめが非常に難しい部分もあるという中で指定管理料の算定の部分に工夫が必要、工夫と申しますか、難しいというところが一つのデメリットになっていると考えております。

以上でございます。

（矢島）若干似ている部分はあるかと思うのですがけれども、文化振興、これを民間で行うことの限界というのはどのように考えているでしょうか。

（自治文化課長）当然株式会社等を含めた民間企業は、その目的が営利を目的としているというところが株式会社等の一番の目的になっていると思います。しかしながら、当然のことながら社会的責任として振興財団だとかをつくって文化の振興等を図っているような会社等もございます。そういった中で、やはり民間で行うことの限界というところはその営利の部分が民間で行うところの限界になってくるのではないかとこのように考えております。

（矢島）次に、商業ベースでの収支と公が担うべき文化振興、市街地活性化に対する支出については明確にできるのか。つまり公が担うべき事業、商業ベース以外の部分にどれだけの経費をかけているのかという内訳みたいなのは出るのか出ないのか、把握しているのか、把握していないのか伺います。

（自治文化課長）商業ベースで行っているものと文化事業で行っているものの経費上の区分ができているかどうかということのお尋ねだと思います。

います。これに関しましては、本映画館の目的が商業映画等も含めた映画を通じた文化の振興というものが1つまずございます。その上で市民ホール融合型映画館としての文化振興をそのほかに図っていくという形の中で、通常の映画上映と市民ホールでの文化事業等を区別しての収支確認等を行っていない状況でございます。どのような事業を行うか、どの程度行うかについては当然指定管理者と行政のほうで事前に調整を行っておりますが、指定管理料の範囲内で行っていただいていることとございますので、指定管理者の一定の裁量のもと実施をしていただいているものと認識をしております。

（矢島）金銭的なものはわかりました。では、実際に文化振興に対する事業はどんな事業を行っているのか伺います。

（自治文化課長）特に商業ベースの映画館等では行われていない、あるいは行うことが非常に難しいという部分の特筆してこれまで行ってきたものを挙げさせていただきます。

1つ目としては、午前10時の映画祭というものがございますが、これは文化庁の後援のもと名作映画をデジタル化したもの、これを全国で商業ベースで幾らかやっているところもあるのですが、埼玉県内ではうちを含めて1つか2つというところで、まずその上映が行われているという点。それから、なかなかお会いすることができない著名人を招いての試写会、それですとか舞台の挨拶であったり、名作映画の先ほどの上映であったり、スポーツイベント等のパブリックビューイング、舞台芸術のライブビューイング、それから地域団体と連携をいたしました、鴻巣では市民映画をつくろうということで青年会議所のほうが取り組んでいただいたと思いますが、その無料上映会、こういったもの、あるいは映画に親しむという部分での市民の日記念の事業等、文化的あるいは市民の皆さんに還元できる部分での取り組みがなされていると認識しております。

（矢島）今説明いただいた事業ですが、それぞれの入場者数わかったら教えてください。

（自治文化課長）申しわけありません。手持ちでそれぞれのというのが

ないのですけれども、市民ホールを活用して文化事業等という総計ということでご答弁をさせていただきます。

開設以来25から28の実績といたしまして160件の利用がなされております。人数等につきましては、ちょっと申しわけございません、手持ちの資料がない状況でございます。

(矢島) では次に、指定管理料の中に駐車場の料金が入っているということなのですが、計算すればすぐわかるのですけれども、この指定管理料に占める駐車料金の割合どのくらいか伺います。

(自治文化課長) 現在鴻巣市映画館におきましては、ロードショー等を利用した場合に駐車場3時間まで無料とするサービスを行っており、その代金につきましては指定管理者が指定管理料の中から鴻巣市の一般会計に納入するという取り決めになっております。一つのところといたしまして、平成28年度の鴻巣市映画館の決算で申し上げさせていただきますと、平成28年度の確定指定管理料、約2,371万円のうち鴻巣市駐車場代金として納入されている金額のほうにつきましては、約1,700万円が駐車場として一般会計のほうに納入がなされているという状況となっております。

(矢島) 例えばこの駐車場料金、指定管理料から支払っているということですが、市が直接負担をするということにはできないのか。できない理由についてお聞かせください。

(自治文化課長) 先ほどのご答弁と重なる部分がありますが、映画の集客というものは非常に見きわめが難しい中で駐車場代金、こういったものについて指定管理料のところにつきますと当然のことながら駐車場料金がふえる場合には集客が多いとき、減るときは集客が少ないとき、一般会計で予算化をしておきますと、そこの部分について変動がある中で、当然指定管理者は収入がふえるからそこの部分も払えるという部分も含めて、指定管理料に含めて納入という形をとっております。

(矢島) 次に、議案質疑の中でもしかすると私の聞き誤りかもしれませんが、実質指定管理料金が差し引き600万円というような質疑があったように記憶しておるのですけれども、どのような根拠か、それとも

私の聞き間違いか、わからないのですけれども、お答えいただけたらと思います。

（自治文化課長）600万円というのが……先ほどご答弁申し上げました28年度の部分が2,371万円の指定管理料の支払いの中で、駐車場料金が約1,700万円ということの中で、実質的な差し引き指定管理料が671万円という形になりますので、600万円前後という形での本会議でのご答弁だったと考えます。

（矢島）次に、きょうまで映画館を運営してきた文化振興に対する効果というのをどのように評価しているか伺います。

（自治文化課長）本会議のご質疑等の中でもございましたが、文化をなかなか数値であらわすことというのは非常に難しい状況というのはご理解をいただける部分があるのかなというふうにも考えております。そういった中で、数値的な部分でというところになりますと、まず第1に映画を通じた文化振興というところでこれまでの集客数、11月末までで76万3,974人という方のご来場をいただいているというところで、映画を通じた文化振興というものが一つの目安という部分があるかと思えます。それから、先ほどと重複をいたしますが、160件の市民ホールを利用した事業等が行われることによって、当然のことながらその部分についても文化振興という面は図れていると推察をいたしております。

（矢島）文化振興とあわせて、市街地活性化というのも大変大きな目的となっていると思えますけれども、市街地活性化に対する効果として映画館開設後商業施設への集客数の変動、そういったものをデータがあるとしたら伺っておきたいと思えます。お願いします。

（自治文化課長）大変申しわけありません。映画館開設前、開設後、あるいは休止中等とのエルミこうのすショッピングモールへの集客の影響ということか、寄与しているという部分についての具体的な数字は、申しわけございません、持ち合わせておりません。しかしながら、先ほどのご答弁と重複をいたしますが、これまでの映画館における集客数、76万人を超える集客数を踏まえますと、ショッピングモール等に対しても一定量の集客効果があったことと推察をいたしております。特にその一つ

の具体的な数字というわけではないのですけれども、映画館を含みますエルミアネックスビル内のテナントを利用した場合には、ショッピングモールでは飲食店等を中心にサービスというものが行われております。そのサービスというのが、たしか専門店なのですが、27店舗が協定を行っております。そういう部分も含めまして、エルミこうのす内の専門店というところも映画館を含むアネックスビルに対する集客効果のあらわれがその協定に結びついているというふうに認識をいたしております。

（矢島）今ので、例えば比較的カウントがしやすいのかなというところで、駐車場の利用数とかというのも把握はしていない。していたら、なかったらなかったでいいです。

（自治文化課長）手持ちが平成28年度しか持っていないのですが、平成28年度の駐車場利用台数、5万101件というふうに指定管理の全体の中で調査を行った中で確認をいたしております。

（矢島）映画館開館前とその後とかというデータはないということでしょうか。

（自治文化課長）申しわけございません。28年度という形でしか持ち合わせておりません。

（矢島）次に、ティ・ジョイのほうですが、公租公課が計上されていない理由についてお聞かせください。

（自治文化課長）お配りした資料の中で一番下の段のところに入っているような形になっている、今回記述がある形になっておると思うのですが、ご承知のとおり公租公課というものは経費に計上できる税金であったり、公的な負担金、こういったものが公租公課と一般的に言われております。そういう上での会計上の公租公課、租税公課というものは一般的に法人税あるいは消費税、こういったものが一般的なものというふうに認識をしております。これにつきましては、株式会社ティ・ジョイにおきましては事業者全体として処理を行って納税等を済ませているものでございまして、本指定管理料の費用として計上してお支払いをしているものではないというふうに確認をいたしております。

（矢島）どこかでまとめて、例えば本社とか、だから鴻巣のほうにはな

いということによろしいのでしょうか。

（自治文化課長）消費税の納入であるとか法人税、こういった部分については本社でまとめて経費として指定管理料に計上していない、経費としてそこを含めて指定管理料を請求していないという形になっております。

（矢島）では、またちょっと視点を変えて、映画館を公設で運営することについての議論、これは5年前、映画館を開設する前どのような議論がされたのか、どの程度議論がされたのか、わかる範囲でお答えください。

（自治文化課長）私どもも今回の第2期の指定管理の提案をさせていただくに当たって、5年前の映画館設置に当たっての議会でのご議論、こういったものについて再度確認をさせていただきました。その中で特に1年前に当たります平成24年3月定例会から本格的な議論というものが始まっておりまして、平成24年度の施政方針並びに予算の大綱に関する代表質問でのご議論、あるいは一般会計予算案に対するご議論、あるいは一般質問等でも行われております。また、5月の臨時会で、このときには市民活動センター財産取得の関連の議案だったのですが、そこの中でもその関連の中で映画館についてのご議論をいただいている。それから、6月定例会における一般質問、また9月定例会における映画館財産取得議案での質問、それから補正予算議案に関する工事費等に関する議案に対する質疑、あるいは一番は12月定例会における映画館設置条例に対する議案質疑、一般質問、また平成25年3月定例会におきます映画館指定管理者指定議案、また一般会計予算案、一般質問等、その都度議会のほうにお諮りをさせていただいて、公設民営の映画館の設置等についてご議論をいただきながら、議決を1つずつ重ねてきたような形になっていると。今運営が続けられているというふうに認識をいたしております。

（矢島）では、5年前では収支予想についてはどの程度見込んでいたのか、どういう議論がされたのか伺います。

（自治文化課長）第1期の初めての指定管理におきましては、平成25年

7月から平成30年、ことしの3月末までの4年9カ月という中で収支予想を立てるのに、鴻巣市としては予想というものが非常に専門的な部分というのが難しいところもございまして、指定管理候補者である株式会社ティ・ジョイと協議を行っております。その部分を議会のほうにご報告と申しますか、ご答弁で申し上げている部分になりますけれども、まず収支を予想するに当たっては近隣映画館の動向を株式会社ティ・ジョイにおいて調査を行っているという部分でございまして。その上で4年9カ月の第1期の部分で1億7,000万円の債務負担行為という形で上程をさせていただきまして、質疑の中では各年度の指定管理料、また業務内容、利用料金制における収益の考え方、それから指定管理料の戻入、精算の方法、こういったもの等に関しまして説明をさせていただいているというのが議会の会議録等で確認をいたしております。

(矢島) その収支予想と実際を比較しまして、達成度合いというのはどうでしょう。

(自治文化課長) 第1期の収支予想の部分の債務負担行為でお願いした各年度の部分を申し上げますと、平成25年度につきましては5,000万円の予想のところの部分につきまして、最終的な決算額は4,764万6円、平成26年度におきましては4,000万円に対しまして3,776万3,203円、それから平成27年度につきましては3,000万円に対しまして2,888万6,227円、28年度につきましては2,500万円に対しまして2,371万8,354円という形で推移をしております。1つ、先ほど申し上げました数字、4,000万円、3,000万円、2,500万円という部分につきましては、当初のご議論の中では消費税5%という形でのご提案の中でございましたので、26年度から1.08を掛けました数字に対してですけれども、25、26、27、28と目標と申しますか、債務負担行為に対しまして下回る決算額で推移をしてきているという形になっております。

(矢島) 次に、映写機器の設置、それから設置するための予算、これに関する質疑、設置に対して機器のリースはどのような形で行われたのか伺います。

(自治文化課長) 映画機器の導入に際しまして、こちらにつきましては

映画館開設に当たって映画機器をそろえていかななくてはならないというところをごさいまして、私ども行政におきましてその部分についてのノウハウというものは専門性がなかったという部分も含めまして、平成24年9月の補正予算におきまして工事費等とあわせて計上させていただいております。そういう部分でデジタル映画システム、当初このデジタル映画システムというのが全国に先駆けて導入をしているのが株式会社ティ・ジョイであるということで、このデジタル映画システムに基づいて、を導入してやっていこうということで業務委託というような形でティ・ジョイのほうに業務を委託いたしまして、メーンの映写機等につきましてはデジタル映写機を10年間という形でリース契約というような形での調達を行っております。

(矢島) 緩やかだけれども、若干右肩上がりで推移をしているので、全体的に見たらそんなふうには受け取れるのですけれども、そういうことから一定の成果があったのかなとも理解したいと思っておりますけれども、率直にどんな認識を持っていますでしょうか。

(自治文化課長) 当然映画館という部分の運営につきましては、映画の作品の評判等に影響される部分が非常に多い分野だとは認識をいたしております。そういった中でこれまで目標を上回る集客、それから指定管理料という中でこれまで運営ができてことというのは一定の評価ができるものと認識をいたしております。

(矢島) ティ・ジョイの財務会計についてお伺いをします。株式会社ですから、一定の規模や条件によって公認会計士や監査法人による会計監査を義務づけられていると思っております。資本金5億円ですとか、そのほかさまざまな条件があると思っておりますけれども、ティ・ジョイもこれに該当しているのか、監査法人や公認会計士による監査を義務づけられている会社であるか伺います。

(自治文化課長) 株式会社における監査の部分になるかと思っておりますけれども、株式会社等の監査という機関の設置の部分につきましては、会社法に基づき規定されているところと認識をいたしております。その中で株式会社は公認会計士または監査法人における会計監査人を置くという

ことが規定をされておりまして、当該事業者、ティ・ジョイにおきましても私ども会社の資料をいただいている中で監査法人の規定、登記、それから監査役の登記、こういったものを提出書類の中で確認をいたしております。

（矢島）公認会計士や監査法人による会計監査が行われていると思うのですけれども、例えばこの5年間でもいいと思うのですけれども、指定管理になってからで結構なのですが、不適切な会計処理が行われたとかの指摘がこれまでにあったかどうかは把握しているのでしょうか。

（自治文化課長）これまでの中で不適切という形でご指摘をした部分はありません。

（矢島）監査法人等でしっかり会計監査を行っているということで、かといって市が全くチェックをしなくていいということではないと思います。本市では、どのようなチェックを行っているのか伺います。

（自治文化課長）先ほどご答弁申し上げました企業の会計監査制度をもつてのみ会計が適切であるという判断を私たちもいたしております。そういう中で私どもがどのような形でチェックを行っているかというご質問になるかと思いますが、私ども他の指定管理と同様、毎月会議を行っております。そういった中で私どもが求めておりますのは、前月の集客数、あるいは経費の配分等について数字をいただいております。その会議の中には、本社のほうの経理を扱っている部門の社員も参加をいたしております、そういう上で前月の映画の興行の状況であったり、集客の状況であったりということを確認して、その積み上げが最終的に決算書と合っているかどうかという部分についてのチェックを行っております。また、前年度等との大きな差異がある部分等についてはどうしてこういう数字があったのかということについては、不明点という形で照会をかけておりまして、その上でお答え等もいただいている中でチェック体制をという形を確立していると認識をいたしております。

（矢島）とはいえなかなか複雑で一般の人にはチェックが難しい部分もあるかと思うのですけれども、本市では誰か例えば企業会計に精通している者が加わってチェックをしているのか、それともさほど必要な知識

がなくチェックができるのか、伺います。

（自治文化課長）私ども毎月の部分、それから決算書の部分、こういった部分等についてチェックを行っておりますのは、担当課の私ども自治文化課の職員でございます。私を含めた自治文化課職員でございます。そういった中で企業会計に精通しているかどうかというお問い合わせに対しましては、決して精通はしていないのかな。ただ、私はこれまでの職歴の中で財団法人観光協会の設立に携わりまして、その部分での会計については複式簿記を用いた企業会計という中で基礎的な部分につきましては私のほうでチェックをいたしております。

（矢島）ティ・ジョイから提出されている決算書等について、監査法人による会計監査が行われ、何らの指摘がこれまでなかったと、適正に財務会計処理が行われていると認めていいということでしたが、ちょっと認識の確認なのですけれども、ということは例えばこの財務会計処理が信じられないというような話になった場合には、やっぱり日本の民間企業の会計監査制度そのものを根底から否定することになってしまわないですか。だから、性善説をとって適切に処理をされている、プラス自分たちでもチェックしているから適切に処理をされているという認識でいいのか伺います。

（自治文化課長）企業で監査あるいは監査法人等がチェックしているから大丈夫だろうと、その上でそれを否定すると監査制度の否定になってしまうから、性善説でオーケーなのかどうかということですが……ちょっと済みません。頭の整理を今させてもらっているのですけれども、いうことだと思えるのですけれども、やはり監査を行う監査法人の社員というのは、公認会計士という部分で金融庁を監督官庁とした資格の社員が勤めているのが監査法人、その監査法人がまずやっているというのが第1点。それから、企業というものも当然株主あるいは社会に対する責任というものがあの中で、企業として当然自分たちの社会的責任、それから株主に対する責任、こういったものを踏まえて適切な管理は行っているという前提はまず第1にございます。その上で、重複してしましますが、私ども毎月毎月集客、売り上げ、経費、こういったものの一覧をもらっ

ている中で前月との差異、こういったものをチェックするという部分で適切なチェックができているという形での判断を行っております。

（矢島）映写の機器のリース期間は10年という話を先ほど説明をいただきましたけれども、ということは10年はやるぞというような前提でこの映画館というのは開設されたのでしょうか。

（自治文化課長）10年かどうかというか、大変申しわけございません、映画館を設置するときには年数を何年やるという形での想定で始めてはいないという認識でございます。公の施設としての目的である映画を通じた文化振興、それから中心市街地の活性化を図るという形での設置でございますので、年数を何年という形で想定をして設置はいたしていないというふうに認識いたしております。

（矢島）何年やるかではなくて、リース期間は10年なのだから、10年はやりますよというふうな議論があったのかで、10年はやるぞというふうに認識しているのかどうか。

（自治文化課長）大変失礼をいたしました。先ほどの映画機器の10年のリースがなぜ10年かという部分というところの観点からの答弁になりますと、当初のデジタル映画システム、こちらの映写機のシステムの部分というものが日本国内でも初めてティ・ジョイが導入した。このちょっと前ぐらいなのですけれども、そういった中で映画機器というものをどういう形で今後普及がしていくのかというのがわからない中で、一般の例えば行政でそれを調達しようと思っても調達ができない特殊なもの、そういう上でこれから先のティ・ジョイに業務委託を出した中で、10年間という形でのリース期間がその時点では適切であるという判断の中で10年間という形で、そういった意味を見ますと少なくともそこで10年はやるぞというつもりで契約は行っているという認識でございます。

（矢島）10年はやるぞと、よくわかりました。

最後に、その映写機器等のリース期間が10年とのことですが、今のタイミング、つまりこれからの5年間で映画館の運営等について存続の可否も含めて根本的な検証を行う考えはあるのか伺います。

（自治文化課長）根本的な検証を行うかどうかというところになるかと

のご質問でございますが、この5年間にわたって指定管理による運営を行ってきた中で、まず第1に映画館というものについて鴻巣市ではその収益の9割程度が利用料金、入場者の料金で賄うというところの利用料金制というもので、非常に利用料金に左右されるものであるということが改めて認識されているところでございます。そういった中で今後の方向性という部分になろうかと思いますが、当然のことながらこちらの商業ベースでの収益の確保の部分の方策、あるいは文化事業としての運営の文化事業をどのように展開していったらいいかということで、第1期の指定管理が終わった中で一つのノウハウというものが種をまいて育ててきたような形になっております。今後5年間におきましては、本日この後ご議論をいただく部分も含めての指定管理料の債務負担行為の範囲内で……失礼しました。債務負担行為の額が指定管理料ということで上程をさせていただいているわけですけれども、こちらの部分の縮減をどのように図っていくかということも含めて、今後5年間を総合的に判断していくという形でのご答弁とさせていただきたいと存じます。

（竹田）先ほどから文化としての映画と市街地活性化ということのご説明で、映画館の設置条例にもきちっとそのように書かれています。中心市街地の活性化というのはエルミの話をしましたけれども、中心市街地というのはエルミだけのことをいうのですか。

（自治文化課長）エルミだけのことではございません。

（竹田）わかりました。エルミだけが繁栄すれば活性化につながるかというところでは決してないわけで、私も映画館の設置について過去において議論したことがあって、映画館ができるとシャワー効果があるので、だから中心市街地と言われるいわゆる中山道のところにもお客さんが来てまちが活性化するのだということが、前の部長から何度も聞かされているのですが、そういう視点からいうと中山道も含めた中心市街地は活性化しているという認識はありますか。

（自治文化課長）大変難しいというか、あれなのですけれども、中心市街地の活性化という部分にしているか、していないかという部分では、申しわけございません、私の立場で私見になってしまう部分も大変ある

ので、明確なお答えはちょっと差し控えさせていただきたいという部分、ただ少なくとも映画館の部分でのお話といたしましては、76万人の人数の方が鴻巣市内外からお越しをいただいて、その方々の一定量が中心市街地を初めとした鴻巣地域に入場料を初め、あるいは食事だとかという部分も含めてお金と申しますかは投下されているものと認識をいたしております。

（竹田）わかりました。私が聞く限りでは、店舗がなくなって駐車場になったりとか、ご近所の皆さんも、いや営業が大変ですよというふうにおっしゃっています。そういう点からいうと、中心市街地の活性化といいますけれども、本当に中山道に1日何人の人が歩いているかというふうにお店の人がおっしゃっているのですから、本当になっていない。だから、映画で呼び込んでもなかなかのらないというのは、今度は中心市街地の活性化の問題は別の次元ですけれども、ということがあると私は思っています。

それともう一つは、では市営でやらなければ映画文化が発展しないのか。では、ほかのところでは、鴻巣以外のところでは映画の文化水準というのはどうなのでしょう。ちょっとその点はどんなふうに分析されていますか。

（自治文化課長）映画文化の部分について行政が担わないと無理なのかというようなお話のところかなと思います。この部分につきましては、当然のことながら映画を通じた文化の振興という部分、それだけをとって見れば当然他の地域では民間事業者がやっている部分ではございます。そういった中で、鴻巣市におきましてはかつてご承知のとおり民間事業者がやっていたという経緯もございますけれども、その民間事業者の撤退に伴いまして引き受け手という形の中で引き続きあそこの部分を映画館として存続させるためにはということの中で、先ほど申し上げました議会の中でも多くのご議論を設置に当たっていただきながら、保留床を取得した中でご議論をいただいている内容だと思っております。

そういう部分で当然のことながら映画を通じた文化の振興はほかの市町村ではできないのかということになりますが、やはり身近なところにあ

るほうが非常に利用しやすいという部分が1点。それから、本会議のほうでアンケート調査という形でご答弁をさせていただいたものがあるかと思うのですが、その中の一つでこのすシネマを選んだ理由はなぜですかという問い合わせに対しまして、近くにある、交通の便がよいというのが複数回答可というところも含めまして773件のご回答がある中で、半分近くを占めます333人がそういうご回答を選んでいるという点から見ましても、やはり身近なところに映画館があるということは映画を通じた文化に親しみやすい環境づくりができていているという部分での一つの考察ができるというふうに認識をいたしております。

(竹田) ティ・ジョイは、会社の概要を見ますと全国で20店舗やっていますよね。先ほど租税公課の部分で税金はどうかのと言ったら、全店舗をやって納めているということでした。ということは、トータルとしてティ・ジョイは収益を上げればいいわけですよね。税金を納めるとかって、税金というのはもうかっているところもあれば、もうかっていないところも含めて納めるわけだから、そういう点からいうと鴻巣だけがティ・ジョイが黒字になるようなというか、民間でやったとしても運営できるやり方になるのではないですかと私の問題意識の中でちょっと質問しているのですけれども、わかります。だから、黒字のところもあれば赤字のところもある。そうした中で税金というのは納めるわけでしょう。ということは、鴻巣はたまたま指定管理としてやっていただいて、黒字が今ずっと出ていますよね。黒字が出るような指定管理料を払っているということと、収益を上げているということもあるのですけれども、そういうふうに考えたときにティ・ジョイ全体の経営戦略として、例えば先ほど今後どうするのというふうな話をしたときに市営ではやらないと、売却の検討をするのかというふうな本会議で質問がありました。そのときに、その質問ではないと思うのですけれども、市長はこういうふうに答えているのです。確かに税金を投入するのはいかななものかと。これは誰の質問だったか、羽鳥議員の質問に対してです。ということは、ティ・ジョイ全体の経営戦略として全体でどうしていくかというふうにするのだったら、あえて指定管理としてやらなくて独立採算でやってい

ただくと、過去の経緯は含めても。最初は、だってそうだったでしょう。このすシネマのあそこは。

(シネマックスの声あり)

(竹田) シネマックスは民間企業としてやり始めたわけだから、そういう点を考えると何らここの部分にだけ営業収益を上げるためにやる必要はないのではないか。市長の確かに税金を投入するのはいかななものかと答えているのです。ですから、これは市長さんがお答えになったことを皆さんがお答えになるのは難しいと思うのですけれども、そういう点からいうと先ほどの今後、黒字が出たから今はいいですけれども、赤字が出た場合のそれはどんなふうに行われていくというふうに担当者としてはお考えでしょうか。赤字になったら。

(自治文化課長) 資料のほうで配付をさせていただいた中で、下回る場合には協定書において両者協議とするということでこれまでも結んでおりますので、今後におきましてもこのような形の協定を結ぶ方向になっていくと認識をいたしております。

(竹田) ということは、赤字になれば赤字になるほど指定管理料がふえるという可能性も私は否めないと思っているのですが、そういう解釈でいいかどうか、ちょっと。

(自治文化課長) この言葉だけ見ますと当然そのような判断等も、ただ両者の協議というところでこの赤字になった理由がどのようなことなのか、指定管理者に瑕疵があるのか、あるいは施設全体に瑕疵があったのか、あるいは景気の動向がどうだったのか、そういったところを両者で協議を行った上で最終的にここの部分については決定をいたしまして、当然ここの部分、限度額として議会のほうに今回債務負担行為という形でお諮りさせておりますので、仮に赤字になった場合にはまた債務負担行為の補正という形でもう一度その時点でその点をご議論をいただきたいと。仮にそうなった場合ですけれども。現状におきましてはそうならないように全力を尽くして、第2期の指定管理につきましても努めてまいりたいと認識をいたしております。

(竹田) ということは、ちょっと逆の申しわけない、今回黒字になった

場合、8対2の割合になっていますよね。前は5・5でしたよね。これを8・2にしたというのは、収益が上がっていると、先方にすれば損というか、損得で考えるとフィフティー・フィフティーではないわけだから、そういう点ではどんなふうな話し合いでそうなるのでしょうか。

（自治文化課長）1つ前、2つ前の議論と重複してしまう部分があるのですが、今回指定管理料が上がるという部分につきましては、まず映画の興行の状況の今後の5年間の見通しというものが先行きがなかなか見通せない部分があるという点と、支出に関しましてはやはり人件費の部分が結構それなりに指定管理料の中では占めております。そういった中で人件費というのは当然ご承知のとおり、多くお客さんが来ますとそれをさばく人が必要になってくるという部分がございます、当然のことながら。そういう部分でこちら貸し館等の指定管理施設と違いまして、指定管理料をメインとした運営が行われているわけではございませんので、そういう部分を踏まえて人件費の増の部分についても今の社会情勢の中当然これは認めるけれども、そういう配置等をせずに黒字が出た場合には私どものほうに指定管理料はお返しいただく分を、戻入させていただく分をふやしたいという中で交渉の中で、経費の節減をいかに図っていくかという交渉の中でお話をさせていただいた部分で、最終的に市が8割、指定管理料2割という形でのご議論を決定させているところでございます。

（竹田）そうすると、選定結果の中で収支計画の妥当性というところから見ると、そんなに高くないですね。70分の50ですから。

（自治文化課長）こちらにつきましても、やはりこれまでの指定管理料より上がっているという部分等も含めて、そのの評点については厳し目に評点がされているという認識でございます。

（竹田）わかりました。あと、申しわけない、先ほどの議論の前へ戻ってしまいますけれども、赤字が出たらどうするのというのでいろいろ協議して、いわゆる先方に瑕疵がない場合はこちらが持つということになるわけですか。社会経済性とか人口減少と今度消費税10%になって暮らしが大変でなかなか余興の部分で行けないわとなった集客の人たちとい

うか、見る人が減ってしまった場合、それはどちらになるのでしょうか。あなたの営業努力が問題よと言えるのかどうかも含めて。

（自治文化課長）今の社会経済情勢の部分等につきましては、当然映画館として他の映画館等と比較して集客努力が足りないという部分がはっきりとした場合には、行政としてはその部分については指定管理料として追加することは考えないという形でまず協議の話は持っていくつもりでございます。そういった上で、最終的にその辺がどういう形あるいは天候によって外に全然出れないだとか、そういうのも含めて今後協議をしていくという形ですので、現段階におきましてはそういった部分については協議を行った上で瑕疵がどちらにあるか、またどちらにも瑕疵がない場合についてもどういう形でやっていくかというのは協議を行っていく中で市として決定をし、議会のほうにご説明をさせていただいて、債務負担行為の補正等でまたご判断をいただきたいというふうに考えております。

（竹田）そういう点からいうと、収支決算書というかの中には私たちのところにはいわゆる配給の部分での黒塗りの文書が出てきていますけれども、皆さんのところにはその黒塗りの文書は出てきていないのですね。全面的にきれいになった文書で出てきているというのでよろしいのですね。

（自治文化課長）鴻巣市に提出されますものにつきましては、その部分は全て数字が記入されているものでございます。

（竹田）ということは、私たちがちょっとまゆつばみたいにしていけないのですけれども、今企業のモラルハザードというか、粉飾決算をしたりとか、いろいろ企業のモラルハザードがあって、さっきの決算書は大丈夫なのかという矢島委員の質問に対して、それは大丈夫ですというふうなお答えになりましたけれども、でも大企業がモラルハザードで粉飾決算したり、いろいろしているわけでしょう。そういう中であってしている部分もある。

（何事か声あり）

（竹田）一部の会社ね。というところはあるわけです。今検査の部分に

についても大手の企業はやったりとかしている点ではモラルハザードの傾向にある中で、私たちは市民の税金を使ってやるわけだから、やっぱりそういう点では明朗会計にすべきだと、本当にそうなのかというところの裏づけがとれない限り、数字の数合わせになってしまうのではないかというふうに私は思うものですから、そういうところも含めて今後全面的に開示していくことが大事かな。市民の税金使ってやっていただいているわけだから、そこら辺は本当に明朗会計にすべきというふうに思いますが、いかがでしょうか。

（自治文化課長）竹田委員さんがおっしゃるとおり、行政の情報というのは公開を原則としているということは私どもも重々承知しております。その中で企業の競争性であったり、あるいは相手方に不利益を与えるものについては公開しなくてよいというものもございまして、本会議での議論等とも重複をする部分ですが、映画機器、こういったもの等については映画の仕入れの代金という部分でございますので、こういった部分は他の業者さんと申しますか、シネコン業者と当然配給業者との中で決まるもの、それを開示することは現指定管理者に対しまして不利益が生じる、競争性を著しく妨げるものだという認識の中で非公開という形になっております。ただ、先ほどその部分につきましても私どもは毎年度その部分というのは見させていただいているわけでございますので、ここの部分についても大幅な変動等、そういった差異等がないことは確認をいたしております。

（竹田）映画館の宣伝が自由通路のところで行っていますよね。以前すごく大きな音だったのですけれども、最近直していただいたみたいで、音が以前よりもボリュームが下がったのです。それとあわせて、3階のエレベーターのドアのところにピカチュウの絵があったりとかしていますけれども、あれは共有の部分ですよ、エレベーターの部分というのは。市民活動センターに行ったりとか、いろんな人たちが活用したりとかしている共有の部分を使っている場合は占用料とか、そういう部分では払っておられるのでしょうか。

（自治文化課長）まず第1に、公共施設として映画館は設置しておりま

す。ですので、指定管理という運営制度はとっておりますが、市のという形でその部分につきましては、特に3階のところにつきましては全て市の所有という形になっておりますので、その部分はそういった金額等のところは徴収等の議論はいたしておりません。

（坂本）そもそも論なのですけれども、ティ・ジョイが指定管理者に、何年前だっけ、なったのは誰がどういう経緯でティ・ジョイというのを始まったかということなのだ。それをちょっと聞きたいのだけれども。

（自治文化課長）申しわけございません、資料が見つからなくて。この部分につきましては、平成23年の3月に東日本大震災の影響によりまして当時の映画館が休館をされた。この時点での映画館の所有というのは再開発組合がお持ちになっていた。その中で再開発組合が映画館、どういう形で復活しようかということで、シネマックスさんとさまざま協議を行っていたというところで、最終的には再開ができないということで合意をしたという部分になったかと思うのですが、ティ・ジョイをその当時どなたがというお話ですけれども、この部分につきましては再開発組合の中で、それではどういったところに映画館があるかというところで、どういったところでまたできるのかということで複数社の映画館にアポイントというか、打診というか、状況をお伝えしてご回答をいただいているようです。その中でティ・ジョイが方式によっては参画も可能であるというふうなお話で来ているというふうに認識をいたしております。これが、済みません、私どものほうでは議会の議論の中で読み込みが弱い部分もあったのかもしれないけれども、何年何月とかというのが私今手元にはないような状況になっております。

（坂本）私個人的な名前は出せないけれども、俺が持ってきたのだよという人がいたのだ。私が今回ティ・ジョイは難しいのではないかと、そしたら外れて、ティ・ジョイではなくてほかのところで行った方がいいのではないのと言ったら、あんたはそんなの持ってこられるのかいと、ティ・ジョイは俺が持ってきたのだと威張った人がいました。名前は言わない。だけれども、そういう人がいた。だから、今言った震災であそこはだめになって、シネマックスがこの先どうしようかと考えた段階でも

うティ・ジョイが入ってきている。その段階でティ・ジョイがすぐ入ってきたということだ。次の段階どうしようといったとき。だから、市が映画館を取得する段階では、もうティ・ジョイという名前は出ていたということかな。

（総務部長）今お話が映画館の取得の部分なのです。この部分については、当時映画館の取得までのところというのは多分まちづくりのほうでやっていた部分だと思うのです。私どもは、映画館を設置する、映画館条例の部分から所管事務として引き継いでいますので、なかなかその辺はちょっと取得の部分についてまで把握していない部分がありますので、明確に私どものほうでお答えしていいものかどうか、そこまで判断に悩むところなので、よろしくをお願いします。

（坂本）今回の指定管理の質疑の中で、例えば映写機だとか、そういうものに関しては10年契約という形で持っているよと、最初に10年ということで契約して、5年ずつの指定管理って5年しか指定管理しないよと、では残りの5年どうするのだといったときに今度5年だから、やっぱりそういうことも影響して今回ティ・ジョイをまた続けてくださいと言っているわけだから、最初にティ・ジョイになったときのいきさつというのがはっきり見えたほうがやりやすいのではないかなと私は判断しているわけ。それがいつの段階でティ・ジョイが出てきたかというのはわからないのです、俺なんかは。今言った再開発組合の中で出てきたということになれば、ではそのまんまなぜ引き継いだのだと、それで10年の契約をしてそれをやるというふうに判断したのは誰がしたのだということになってしまうのだ。だから、その分がある程度見えてきたほうが皆さんが納得できるのかなと私は思っている。

（総務部長）その部分については、本会議の中でもたしか一部質疑があったと思うのです。今お話しのように、再開発組合の中でさまざまな経緯があって、千葉興行、シネマックスが撤退して、それがその後復活することはなかったという中で、新たな提案としてティ・ジョイから今で言う公設民営、はっきり公設民営と言っているかどうかはわからないですけれども、そういうスキームの中でしたら何らかのお手伝いができる

という、そういう提案があったと伺っています。

以上です。

(坂本) 議会の中で言ったかと思うのだけれども、こういう条件提示をすればほかの業者でも最初に来たのではないかということもあったと思うのです。今回たまたまティ・ジョイが最初に受けて、その関連で映像の機械類も全部それに合わせた形で市が買ったということだよ。だから、やっぱりその辺かなりティ・ジョイに対してはプラスが見えるなど私は思っています。その辺はそれ以上やってもなかなか出てこないと思うので、いいと思うのですけれども、あとちょっとあるのだけれども、集客力が一番問題だと、どのくらい人を呼ぶかという中で今までのティ・ジョイが扱った映画、そういう中でどういう部分の映画が一番人気があったのかと、そういうのはわかる。

(自治文化課副参事) 傾向として子ども向けの作品、アニメ作品が非常に入場が多いというのが現状です。昨年上映されました「君の名は」というものがやはり興行としては一番多かった。それから、「シンデレラ」ですとか、そういった子ども、いわゆるファミリーで見る作品が多かった。そして、もう一つ言えるのはシニア向けのいわゆる歴史的な作品というものが利用者の増を図っているというのが現状でございます。

(坂本) ティ・ジョイも会社だから、民間企業だから、どういうふうにすれば自分がもうかると考えると思うのです。全ての映画がここに配給できるのかどうかわからないけれども、やっぱりその辺は今後の傾向としてはそういう部門を強化していくという方向は確認しているのですか。そうではなく、全てを任せてしまっていると、その時代、その時代でティ・ジョイの判断でこういう映画がいいだろうということを持ってくるのか。市のほうがある程度こういうのがいいのではないかと、こういうのをやってくれよとかという、そういうことはできるのかどうか。

(自治文化課副参事) まず、作品の傾向につきましては、ティ・ジョイの本社にて番組編成のほうを行っていただいています。当然市の希望等もまるっきり聞かないということではなくて、やはりそういったところにつきましては各団体のほうはこんな映画をやってほしいとか、また障

がい者向けのいわゆる音声つきとか、そういったものについても上映してほしいという希望があればティ・ジョイの本社も含めて伺いまして、お願いに行ったりとかすることによりまして障がい者向けの上映ですとか、そういったものもこれまで実施してきていることも事実でございます。ただ、全て我々の思うようにいくかどうかというのは、これはなかなか正直難しく、今回の作品なんかで10月ころに「アウトレイジ」とかいろいろやられたのですけれども、こういった作品は前回の作品では流れたのですけれども、今回の作品では配給されなかったということで、売り上げのほうを下げている原因にもなっております。そういったところからなかなか一概に我々の要望が全て通るという状況ではないということもご理解いただきたいと思います。

以上です。

（坂本）やはり利用者というか、入場者の変動によってとりあえず売り上げが変わるわけだよね。さっきの最終的に赤字になったときにどうなのだという議論もあったけれども、そういうところに物すごく影響してくるわけです。やっぱりその時代時代に合った映画が毎年必ずこういうものをやれば人が入るのだという映画が配給されていればいい。ティ・ジョイの本社の東映関係がどうもちょっと下降きみだと、こっちの映画がすごい人気あるのだけれども、ティ・ジョイのために上映できないなんていうこともあると思うのだ。それはどっちの責任なのだから、そういうのは。

（自治文化課副参事）これまでの実績を見ますと、計画どおりにまず番組編成を当然することによって売り上げをキープしてきた。また、売り上げが下がったときにはパブリックビューイングとか、いわゆるコンサートみたいなものの上映で単価が3,500円とか金額の高いものも入れてきたりしていますので、単価の引き上げにも貢献しておりますので、そういった部分での調整というのはやはり大企業というところの番組編成ならではの成果ではないかというふうに見込んでおります。ですので、一概に下がっていくというぐあいではその辺の調整等も含めて実施されているということでございます。

(坂本) こうのすシネマ、映画館なので、何とかパブリックビューイング、そういう特別なものもあるかもしれないけれども、それは幾つもない。基本はやっぱり映画で人を寄せるということで、それが一番大事ではないかなと思うのです。それをお互いの責任のやりっこするのではなく、やっぱり鴻巣の映画を見に来るといって、そういう状況をつくるのが一番いいと思うのだ。その努力をしてもらえないので、皆さんは担当の職員なのだから、ティ・ジョイ任せではなく、自分たちの考えはこうだといつものある程度主張して、できることはやっていってほしい。

以上でございます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 1 6 分)



(開議 午後 2 時 3 3 分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(野本) それでは、数点質問させていただきます。

これまでいろいろな角度からご議論いただきましたけれども、指定管理者についても市の監査は毎年どこかしら行われているかと思ひます。監査委員会のほうにちょっと伺いたいのですが、映画館の指定管理者に対する監査というのはこれまでの5年間の中では行われていたことはありますでしょうか。

(監査委員事務局長) 5年間について、映画館についての指定管理者に対する監査は行っておりません。

(野本) 指定管理者に対しては、1年に1カ所ずつやっているのかなというふうに思ひますが、この映画館、指定管理者指定、ティ・ジョイに対しての監査は今後行っていくことになっているのかどうか伺いたい。

(監査委員事務局長) 今年度の予定でよろしいでしょうか。

(今後の声あり)

(監査委員事務局長) 今後につきましても、野本委員ご存じだと思ひますけれども、指定管理の、あと財政援助団体に関する監査につきましても

は監査委員さんと協議、そういった打ち合わせの中で決めていくことになろうかと思えます。

（野本）つまり対象外となることではなくて、例外にあることはなくて、その中に入っていくということによろしいのかどうか、聞きたいと思えます。

（監査委員事務局長）公の施設の管理者でございますので、当然対象にはなると思えます。

（野本）わかりました。

次に、公設民営というほかにはほとんどないやり方を鴻巣はしているということで、逆にそれはこれからの芸術ですか文化の振興の地方版の一つの形なのかなというふうにも考えられると思うのですがけれども、どの辺がボーダーラインなのかということはやっぱりある程度我々も知っていかなければならないなというふうには思うのです。そういう意味では、今まで累計の入場者数七十何万人という人数は答弁ありましたけれども、年間の入場者数の推移、それから他の民間で運営している映画館が年間どのくらいの人数が来ているという資料などがありましたら伺いたいと思えます。

（自治文化課副参事）それでは、まずこのすシネマの商圈における競合館について少し説明させていただきたいと思えます。

半径15キロ範囲内におきまして、北からイオンシネマ熊谷、こちらが9スクリーン、シネティアラ21、熊谷です、こちらが8スクリーン、それからイオンシネマ羽生さん、こちらが9スクリーン、そして109シネマズ菖蒲、こちらが11スクリーンございます。こちらがいわゆる商圈としての競合する施設というところで我々は認識しておりまして、そのシェア率というものを我々のほうとしては確認をしていくような状況でございます。

それから、このすシネマの入場者数の状況ですけれども、25年度が、こちら7月からになりますので9カ月間、こちらが12万1,664人、それから26年度が16万220人、そして平成27年度が17万9,278人、それから平成28年度が18万8,829人ということになっております。

先ほどの商圈の興行収入はということなのですが、なかなかこの辺がはっきりと申し上げることが難しいもので、下限と上限の幅でちょっとお答えさせていただければと思います。約3億から7億5,000万、こちらの間の興行収入、いわゆる入場料収入というところでそれぞれの施設で得ている収入になっております。シェア率にしますと、低いところが14%、高いところが35%。このすシネマが11%のシェアとなっておりますので、この施設の中では一番低いという状況になっておりますので、このシェア率をやはり上げていくということが当然指定管理料の下限、いわゆる下げていく部分になっていくのかというふうに認識はしております。

ただ、他の施設は先ほどスクリーン数でも言いましたように、スクリーン数が当然我々の施設よりも多いですので、そういった意味には集客含めて有利な状況にある。ただ、我々のほうはただ映画を上映するだけというのは当然公益的な施設としての、先日の本会議の中でも部長答弁ございましたけれども、ただ映画を上映するだけでは我々がやる意味はないだろうというところで、多目的ホールが2ホールございまして、そちらのほうで映画を通じて市民文化の交流を含めて実施しているというところでございます。

(野本) ほかの民間の施設に届かない部分があって、そのこのところを埋めていく必要があるということで、一番最初に矢島委員の質疑の中でこれまでの指定管理料の年ごとの推移というのが答弁でありました。それによりますと、平成25年から徐々に指定管理料としては抑えられているということがわかったわけですが、今回指定管理料の、これは議運資料でしたか、指定管理関係資料の映画館の部分の資料を見ていきますと、ナンバー3のところですが、指定管理料については平成30年が3,240万、31年3,294万、32年3,348年、33年度3,402万、34年度が3,456万ということで、これは徐々に上がっているのかなというふうに読み取れるわけです。これまで努力してきたものがこの計画、予算の中ではその努力をここには入れていないということなのではないでしょうか。

(自治文化課副参事) 委員ご指摘のとおり、最終的な29年度の予算とし

ますと指定管理料が2,571万5,000円、それに比較しますと当然指定管理料のほうが上昇しているということだと思います。また、毎年度金額のほうが増になっていると。まず、金額が増になっているところの部分につきましては、人件費の増を見込んでいるというところで、63号、64号の人件費の考えと同一にしているところでございます。また、今回2,571万5,000円からこちらの金額が増になった部分でございますけれども、映画協会のいわゆる作品によって左右されるというのが今年度の状況を見てもわかっておりまして、一昨年はこれまで興行収入が2000年以降で第1位という状況でして、ことしに入りましてそこが大きなヒット作がないということで、昨年より現時点で1万6,000人ほど入場者数が減になっている状況でございます。そういった面も含めまして、過去4年間の実績を踏まえまして平均化した水準をある程度、大体興行収入にしますと年間で大体4位ぐらいのまだ基準としては非常に高い水準で見ながら、指定管理者であるティ・ジョイと市のほうで協議をいたしましてこの金額にしたところでは、当然ここによって生じる差異のところについては、8対2というところにも影響してくる要因にもなっております。以上です。

(野本) 要するに上がっている分は人件費であって、あと数字の中心的部分は平均を用いたというふうに説明いただきました。ただ、市の意向としてそれでも……市の意向をどのようにこの計画に入れていくかという部分では、やはりもちろん年によって増減があるのは当然わかるわけですが、予算という部分では指定管理料を減らすためには入場客数をふやすという努力をあらわしていないのだろうかというふうに思うわけです。それを提示しなければ先方は努力のしようがないのではないかなというふうに思うのです。その点について伺います。

(自治文化課副参事)先ほどの答弁と重なる部分があるのですが、ティ・ジョイのほうでは先ほどファミリー向けの作品とシニア向けの作品というところで、大体鴻巣市の特徴をつかんでおります。当然その部分の作品、いわゆる配給を多目にして、入場者数の増を図っているというのが現状でございます。しかしながら、そうしますと従来のシニア

で洋画が見たい方、そういった方も当然いらっしゃいますので、そういった部分も含めながらできるだけスクリーン数調整をしながらやっているのですけれども、そういった部分で要望はちょっと多くなっている部分もありますので、その辺の調整を図りながら入場者数の増を図っていききたい。

また、そのほかに今回プレゼンテーションのいわゆるティ・ジョイの中で課題としては多目的ホールを活用した文化の事業がやはりなかなか難しかったというところでお話を伺っておりまして、それにつきましては今後につきましては市も積極的に入って協議をしていく、また市民の、いわゆる地域の方々からそういった協力もぜひしたいというお声も今いただいております、何かそういった新たな市民を交えた交流、いわゆるイベント、そういったものを実施していきたいというふうに今後は考えております。

（野本）相手が民間であるわけですから、ちゃんとそういう意味では数字として意向をあらわしていったほうが私はいいのではないかなというふうに思います。相手が行政であればわかり合える部分があるかもしれないのですけれども、ちょっと性質の違う同士で運営していくという部分では、やはり数字は非常に重要なのではないかというふうに私は考えています。

それと、今答弁の後半にありました市民ホールの活用という部分で、この稼働率については今まで何か提示がありましたでしょうか。ちょっと私の手元にどのくらい使われているというものがなかったものですか。

（自治文化課副参事）こちらではちょっと率を出したものが今ないのですけれども、先ほど自治文化課長より答弁しましたように160件の利用があったということですが、年間の率にしますと当然数字的にはかなり低い数字になってくるということのはっきりしております。

（野本）ちょっと今よく聞こえなかった。年間160ではなくて、5年間。

（自治文化課副参事）5年間です。ごめんなさい、4年と。

（野本）大体として年間40件ぐらい、1年間で、というふうに見ればい

いのかなというふうに思いますけれども、そういう意味では非常にまだ余地があるという部分で、私はここの映画館の価値の大きな部分としては市民ホールというふうに思いますので、そこがいかに利用されるかということも収支と同じように大切な意義である、市が公設するという意義であるというふうに考えるのです。ですから、今後の5年間でそこをいかに伸ばせるかということではないかなというふうに、その真価が出せることがというふうに思います。そういう意味でいうと、これまで余り利用されなかった原因というのをどのように市は感じているでしょうか。

（自治文化課副参事）映画館の仕様でつくられているものですから、まず段差があるというところですか。これにつきましては、やはり年配の方にとって段差は階段ですので、これが使いにくいということでお話をまず伺っております。当初カラオケの大会であったりとか、それから敬老会に向けてどうにかできるかとか、いろんな議論があったのですけれども、やはりそれだと市民活動センターであったり、文化センターであったり、コミュニティセンターであったり、平床のほうがやりやすいというところで、当然そうなのかな。では、どんなところだったらいいのかなというところの中では、保健所で研修等をやっていたいでいるのですけれども、研修会場、100名程度の研修という意味では非常に……プレゼン含めた形でやるような場合でもセミナー室としてかなり効果的に使えるかなというところで捉えております。また、そのほかにダンスイベントとかやってきましたけれども、ダンスイベントには空間がやはり狭かったり、舞台の問題であったりとか、それからあと着がえる場所の問題であったりとか、数々問題等も当然ございますので、現状を含めた中で何ができるかということで、トークショーであったりとか、そういったものを新たに入れていくとか、あとは今後まだ検討という段階ですので、もし映画館が可決されるようであればそのところを重点的にきちっと協議してまいりたいというふうには考えております。

（野本）先ほど市民活動センターの3階のほうの制約の部分で音が余り出しにくいという部分があったと思うのですけれども、逆に言うところ

のすシネマの4階部分というのは幾らでも音が出せるという会場ではないかというふうに思うのです。そういうメリットが何なのかということを生かしつつ、今後の展開を例えば市民公募するとか、いろんな事例をそこに取り込んでいくとかというふうなアイデアとか工夫が必要だと思うのです。そういうことについて今後メリットを生かすというふうな考えを伺いたいと思います。

(自治文化課副参事) まず、映画館多目的ホールにつきましては音の調査というのを少ししておりまして、太鼓のようなものはちょっと響きが1階まで響きますので、そういったものはできないというのははっきりしております。なかなか音がどこまでというところなのですけれども、コンサートのないいわゆる弦楽器を含めた形でどこまでできるかというところも実際に試してやってみたこともありますけれども、なかなか使いづらいという声がありますので、やはりどうしても使用につきましては先ほど申し上げましたようにトークショーだとか、そういったイベントに活用されるのがメインとなってしまいまして、なかなか音楽を利用したというところは難しいのかな。ただ、リハーサル的な練習として使う分には十分可能かなと思いますけれども、太鼓のようなものについてはちょっと難しいというのは認識しております。

(中野) 大分時間がたっていますのと、各委員がそれぞれやったので、私もやろうと思ったのですがダブってしまうので、ダブらないものを取り上げたいと思うのですが、まず大きなことでいえばこの指定管理について一番の問題だなと思ったのは非公募なのです。何でここだけ非公募なのだと。前の2つは、少なくとも説明会で数社来て、それで2社来たり、3社来たりなんかしているのですが、ここだけは公募なし。これが5日の本会議の中で同じような同様の質問が出たときに、公募をすると他の業者になる可能性があるのと、その場合のリスクを避けたというのがそのときの答弁だと私はメモしているのです。今ずっと各委員の質疑を聞いていると、リスクというのは映写機がデジタル映写、これがティ・ジョイが初めてだと。その映写機のリース期間が10年だということは、私恥ずかしい、きょうこの場で知ったのです。そうすると、10年という

ことになれば、これがリスクとして主なものであるというふうに私はそのとき判断したのです。そうであるかどうかという答弁と、いま一つは、であるならば最初のティ・ジョイ、平成25年の7月、なぜティ・ジョイになったかというのは坂本委員から質問がありました。25年の7月からやったときに、当然指定管理としては3年から5年ということですから、10年できないのはわかっています。だけれども、やはり少なくとも映写機が10年だということぐらい言っておけば今日のようなこういう状況には私はならなかったと思う。もしもリスクの主なものが映写機であるとするなら、その点はどうなのかお聞きします。

(自治文化課長) 中野委員さんおっしゃるとおり、前回の議会の流れを見ますと映写機の部分を何年でという形、これは委託料の金額のほうでのご審議をいただいている部分になっておりますので、その年数等についてのご議論はされていないものと認識をいたしております。そういった中で当然大きなリスクという部分の一つが機器の入れかえ。機器の入れかえに伴う休館という部分も含めた市民サービスの低下というところにつながってくる部分と、それから今回の公募の理由として手前どもの考えている非公募との理由の中では、先ほどの大きなリスクという部分が現在の設備の一部がそういう形で10年間の契約ということも1つあるのですけれども、まず第1番目といたしましては、やはり本市の映画館開設に当たり専門的、技術的助言を得ている事業者であるということ、またこれまでのご質疑の中でもございましたけれども、これまでの指定管理の面におきましても経費の面でも計画内でやっている、こういったことも非公募の理由として設定をさせていただいているということ。それから、これは大変、もう一つ非公募理由ということで挙げさせていただいたのは、2期目だから言えることではあるのですけれども、今回の指定管理に当たっての非公募の理由といたしましては、数少ない公設民営の運営に携わっておりまして、運営、施設、設備の面でのノウハウを有しているということ、これを非公募の理由という形で今回は挙げさせていただいております。

(中野) そうすると、今その場合の大きなリスクということで幾つか課

長のほうからありました。もう一度はっきり、簡単でいいですから、要約していただきたいのは、1番が何なのだと、2番が何なのだと、3番が何なのだと、リスクの。要するに執行部が考えた大きい順に1、2、3、4、5とあれば簡単に要約して言ってください。

(自治文化課副参事) 順番もちょっと大きい順というのは判断がなかなかつきにくいので……

(箇条書きでの声あり)

(自治文化課副参事) よろしくお願ひしたいと思います。

まず、映画館を見ていただきますと、各映画館によって受付の窓口が多分大分違うと思うのです。そういった中で当然コンセですとか、売店の売られている注文票であったりとか、業者がかわるとどうしてもそれをまずは全面的に変えなければいけない。それから、受け付けのシステムがそれぞれ独自の映画会社のシステムを使用しているということになりますので、そちらのシステムも改修しなければならない。それから、厨房設備、当然売っているものが違いますので、そこでつくられる厨房設備も変わってきます。そして、一番大きな点として同一の場合もあるのですけれども、映像機器が違う場合が出てくると。この点が大きく左右されるところと、また独自備品というところで、その各映画館、映画会社が持っている備品、いわゆるサービスにつながる部分になりますけれども、そういった備品というものが当然新たに投資しなければならないというふうに捉えておまして、またそれに伴う工事の改修費用が発生するというふうに考えております。

(中野) わかりました。今のは大事なことなので、その部分はきちっとしていただきたいのと、それともう一つ、ここで例えばティ・ジョイがやめたとすると、ティ・ジョイが勝手に持っていく機器ってあるのですか。

なぜ聞くかという、千葉興行がやめたとき、3.11、あのとき千葉興行が大分持って帰ったのです。大きなスピーカーだとか、そういうのはみんな千葉興行が持って帰ってしまったのだ。そういうようなことが起こり得るのですか。それが起こるといふことになれば、今参事が説明した

ように非公募にする理由の中の一つにあると思うのですけれども、それはどうなのですか。

（自治文化課副参事）先ほど説明したものにつきましては、市の設備となりますので、市に残していくものというふうには捉えております。

（中野）わかりました。

次に、ここは各委員の質疑のやりとりの中で私がげげんに思ったのは、2期目は指定管理料が上がったという答弁がありました。ところが、そういうことがなぜ言えるのかと思ったのですが、例えば1期目はたしか私の記憶だと初年度は5,000万です。次は4,000万、3,000万、3,000万の2,500万です。締めて1億7,500万になるかな。ところが、25年度は5,000万に対して4,764万、それから26年度は4,000万に対して3,776万3,000円、落ちついてきて平成27年度、3,000万のときです。これが2,888万6,000円、それから28年度が何と、これも3,000万ですが、2,371万8,000円です。今回2,500万のとき初めて2,571万5,000円と71万5,000円出てしまうので、2,500万円でしょう、平成29年度は。出てしまう。しかも、これは過去4年間それぞれおさまっているから、それでいいのかなと思うのですが、そこで質問なのですが、今回指定管理料、30年度は3,240万から始まって、平成34年の3,456万になっています。しかし、これは当初1期の5,000万、4,000万、3,000万、3,000万、2,500万から比べると今言ったように平均すると5年間で割ると3,348万。平成32年度がちょうど1億5,500万の5で割った数字がここへ来るのです。そうなると、1期の実績でいずれにしてもその範囲から大分下回っているのです、実際の指定管理料は。そうなると、今回ふえたということを行っているということは、当初の指定管理料、目いっぱいこれを指定管理料として支払うということになっているのか。だとすれば、指定管理料はふえたということになるのです。その辺どうなのですか。

（自治文化課長）先ほど私のほうでご答弁させていただいた中でふえたというのが、申しわけありません、28年度の実績と比較をいたしまして各年度ふえているというようなニュアンスというか、考え方で答弁になっております。5年間の指定管理料の債務負担行為の総額と比較をし

たら当然減った形での提案をさせていただいて、そこは申しわけありません。

(中野) 課長からふえたというのはあくまでも28年度2,300万、これと比較してふえているのだということになると、少なくとも30年度、31、32、33、34年度のこれは2,371万8,000円、これよりは実績としてふえるのだという想定で答弁しているのだと思うのですが、間違いないですか。ということは、何年かすればわかることですのでけれども、債務負担行為としてはこれだけの予算をしているけれども、実際は平成28年の2,371万8,000円よりは毎年指定管理料がふえるのだということによろしいですか。そういう解釈で。

(自治文化課長) 28年度の実績、指定管理料は2,371万8,354円、こちら以上にふえた形での今回債務負担になっております。その理由といたしましては、映画興行業界が平成12年以降、28年は一番よかったと、全国の映画興行、業界が第1位の年であったということ踏まえまして、この状態が引き続きいくとは映画興行業界では先行きが読めないという中で計算をいたしているという形でございます。

(中野) そうすると、これから5年先の話ですからわかりませんが、少なくともここに指定管理料が30年度から34年度まで計上されていますが、債務負担行為として、これを目いっぱい指定管理料として支払うというような映画界としての環境だということによろしいのですか。

(自治文化課副参事) まず、毎年上がっているこの金額につきましては、人件費の増を当然見ておりますので、人件費の増がないということであれば、ここについては増額しないということでティ・ジョイのほうとは協議を一応しております。ただ、そのほかのいわゆる収益につきましては年間が終わって初めてどうしてもわかるものですから、これについてはなかなか調整ができないというのが現状でございます。

以上です。

(中野) それはそうだと思います。だから、今言ったように映画館を取り巻く環境が今言ったように平成28年度はよかった、ピークだと、それ以上は減少傾向にあるだろうということになると、ここに指定管理料と

しておのこのやってきたものについては大体これが近い状態で支払う状態になるのかと、当然その中では人件費の上昇は当たり前だと、それは見るのだけれども、そういう受けとめ方でいいのですかということを知っているのです。

（自治文化課副参事）こちらの金額につきましては、おおむね先ほど映画業界の興収でいいますと大体26年と26年の間ぐらいの数字を想定しております、かなり平均よりも高い数字をうちのほうはティ・ジョイと協議をして決定したところでございます。ですので、決してこの金額が高い、安いという判断の中ではこれが適正だろうという判断で金額のほうを算定しております。

（中野）最後に聞きますが、先ほどどなたかが聞いたけれども、今まで利益が出た場合は半々だったよね。これ今8・2だよ。すると、これまで見ているとずっと黒字があったにせよ、最下段に大体400万弱毎年利益を出している。すると、今後も見通しとして利益としては400万前後というふうに見込んでいるのか。その8割というとなら320万なのだけれども、そういう理解でいいのかどうか。最後に伺っておきます。

（自治文化課副参事）まず、指定管理料ですけれども、確定した戻入後の指定管理料でいいますと、300万、400万ということではなくて、例えば25年から26年は約1,000万、それから26年から27年が約900万ぐらいですかね。それから、27年から28年が約500万という状況で金額のほうの指定管理料の減少が図られているというふうに捉えております。

（中野）それは、あくまでも当市の指定管理料、例えば26年度でいえば4,000万でした。実際は3,776万3,000円ですか。その差と、それから最終的に決算した利益を5・5で割った、それを足したもので見てくれということでしょう。今言っているのは、答弁は。私が知っているのはそうではなくて、今後決算として出てくる400万前後というのはこれから5年間もその程度のものということで見込んでいるのですかと。そうすると、8割というとなら320万です、400万として。だから、利益がその程度、400万前後として見込んでいるのですかということを知っているのです。

（自治文化課副参事）先ほどは済みませんでした。委員さんおっしゃる

とおりに、そういうふうに言っていただくと我々のほうとしても非常に助かるのですけれども、恐らくこの水準の推移で毎年当然いくかどうかというのは、先ほど申し上げていますように作品によって大きく変動するということですので、当然そのようにいく場合もあれば、そうでなくゼロに極めて近いケースもいろいろ発生してくるというふうには認識しております。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 全面的には本会議場で行いますが、3点指摘をします。

1点目は、映画館は映画文化の普及と市街地活性化に付与するということで設置をされたものですが、中山道を中心とする中心市街地の活性化にはなかなか結びついていない状況であるということです。

それから、2点目が収益という点では近隣の営業、民間でやっている映画会社と比べてもいわゆる収益率が低いという点でいうならば、民間のほうが収益を上げている点から見ても指定管理のあり方が問題だと。

3点目が、収支についての全面的な公開ができないと、これは企業秘密だと言いますが、市民の税金でしかも市営の施設を使って営業しているわけですから、本来ならば全面公開すべきだと。担当者の皆さんは知っているかもしれないけれども、企業の秘密を守るということは住民の利益よりも企業の利益を優先した指定管理になっているということ指摘して、反対いたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市映画館となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明は終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) 13ページの一番上、臨時職員賃金ですが、育休の増加ということですがけれども、具体的にどのように増加したのかお聞かせください。

(総務部参事兼職員課長) こちらにつきましては、当初予算の段階で育児休業による臨時職員を12名予定しておりましたけれども、こちらの対応分が19名となる見込みとなりまして、7人の臨時職員の増を予定しております。

以上です。

(竹田) 債務負担行為補正の先ほどの映画館の運営費の部分で、5年間のコンスタントの部分では人件費が増とか、平成26年をピークにして、28年度の実績でやっているとかということも含めてご説明があったのですけれども、いわゆる民間にやると民間のほうが切磋琢磨してやっていくというのは、先ほどの近隣の映画館と比べてもこのすシネマのほうが収益率というかが低いというふうなご報告もあったのですけれども、そういう点からいうと民間としては例えば収益率を上げるためにどうするかとか、それからもっと少なくていいですよとか、私は5年間やってノウハウも持って整備をする必要はないというふうなことを考えたりすると、もっと平成27年度、28年度ってどんどん、どんどん指定管理料が

減ってきているわけだから、1億1,000万とか2,000万で済むのかなというふうになら、ちょっと私が勝手に計算したのですけれども、そこら辺の営業努力をどうするかとか、そういう話し合いというのはどんなふうに行っているのかお伺いしておきます。

（自治文化課長）今年度は最終年度の指定管理ということで、今後収益増を目指した取り組みとして取り組んでいくことという形の中では、まず市民カードの再周知を行って、市民の皆さんの映画館へのご来場を回っていききたいという、それから近隣市町村へのPR等についても行っていききたいということ、それから企業、団体等に映画館のご利用を依頼していくような形の取り組みも行っていききたいというものがございます。以上でございます。

（竹田）とするならば、そういう営業努力もしますということだったら、もっと下げられるというふうに思うのですけれども、そういう点での合意点がこの数字に多分なっていくのだというふうに考えますが、もっと下げるということを前提に話していくのですか。それと、もう一つさきの赤字になった場合、映画界というのは確かにビッグヒットというものがあれば非常に興行も上がりますけれども、いい作品がないとなかなかというふうなこともあると思うのです。そういう点からいうと、例えば先ほどのこと申しわけないのですけれども、赤字のものをずっと引き継いでいく可能性もあるというふうに判断していいのかどうか、ここだけ最後確認しておきます。

（自治文化課長）先ほどの答弁と重複する部分がございます。まず、今回の指定管理料の設定に当たりましては、平成12年からこれまでの全国の興行成績の4位程度の集客があった場合の想定という形で設定をさせていただいております。これは、これまでの鴻巣市映画館の平成28年度までの運営の実績値を用いた数字プラス歳出に関しましては人件費が伸びていくという予測の部分での、歳入の面につきましては先ほどの4位程度で動員、歳出の分につきましては人件費が伸びているという点を踏まえての債務負担行為の設定となっております。それで、今後仮に赤字が続いた場合にとということでございますが、このまま赤字というか、債

務負担行為を上回るような数字が出てくるときには当然収益の改善方をどのようにしたらいいかも含め、検討は行っていかなければいけないと認識をいたしております。

（竹田）そうした中単体でやった場合は赤字だけれども、ティ・ジョイは20社持っている。20店舗持っているわけでしょう。そういう中での総合性の中で判断してもらえとか、そういうことについては何か話し合っているのでしょうか。

（自治文化課副参事）ティ・ジョイも一応企業ですので、赤字でいいということは決してございません。やはり赤字を出さないようにいかにやるかというところを常に双方で協議しながら、この点についてはきつくてできるだけお互いがそういうことがないようにということで話を進めておりまして、これまでも赤字はつukらないのだという強い意思のもとに運営のほうを行っていただいているというふうに認識しております。

（竹田）わかりました。という概念でやってもらうのだったらもっと営業努力をしてねということをもっともっと私は強調すべきだというふうに考えたものですから、あえて質問しているのですが、そこら辺はそのような方向でやりますということによろしいですね。確認します。

（自治文化課長）これまで以上の営業努力、PRというものを当然要求していく予定でございます。

（竹田）続いて、情報の11ページと13ページにいわゆるマイナンバー制度のシステムの改修費が出ているのですけれども、本会議場の他の議員の質問に対して、まだ法整備はできていないのだけれども、システム改修だけは進めるのだというふうなお答えがあったというふうにちょっと認識しているのですが、その認識でいいのかどうか、まず確認します。

（情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長）今回の改修につきましては、既に国のほうがことしの6月に改正の仕様のほうを発表しております。その仕様に基づきまして、本市で導入しておりますベンダーに改修箇所の確認をいたしまして、必要な経費の見積もりを行っております。その見積もりの金額に応じまして、今回国庫補助金の申請を行っているものでございます。

以上です。

（竹田）わかりました。ということは、いろいろな基幹系と情報系でいろいろと、いわゆる厚生労働省関係と総務省関係でやっていくようになっていくと思うのですけれども、これでも基本的には担当としてはエンドと、ジ・エンドになるというふうに考えておられるのかどうか。非常にこの間の資料を出していただくと、本当に多額な費用があって、認識が変わるとまた新たにシステム改修せざるを得ないというふうになっていくと、幾らかかるのかわからないマイナンバー制になるというふうに思うものですから、担当者としての認識を伺っておきます。

（情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長）今後幾ら経費がかかるかということで、ハード面で何かを購入するか設置するかという部分につきましては、一応大体今年度で準備ができたのかなと思っております。今後は今度維持管理の部分に入ってくると思っています。今回補正でお願いしました標準レイアウトの国が変えた様式にそろえる改正を今回行うのですが、今後この事務の事業の中で必要なデータの項目の見直しを国が行った場合、仮に今現在住所と名前の情報をもっていたものが今度それに生年月日の情報が必要になってくるよといったような改正が今後出てくると思っていますので、そういった改正は今後出てくると思っています。

（竹田）ということは、今回のマイナンバー制度に伴う情報システムというか、それは広がれば広がるほどいわゆるシステム改修というのは広がってくるわけですね。だから、2兆円とも3兆円とも言われている今回のマイナンバー制度に伴う経済的な効果というか、経済的な影響というのを言われていますけれども、そういう点では本当に限りなく費用がかかると、限りなくというか、今後も費用がかかるという認識でいいのかどうか、ちょっと確認しておきます。

（情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長）必要な改修に伴う経費は、今後も維持していくためには必要になってくると思っております。

（竹田）続いて、20ページですが、先ほどの危機管理で台風21号に伴う、

そこら中の道路冠水に伴って道路標識とか交通規制のバリケードが足りなかったということがあって、補正で80万円組んでいますけれども、実際に私の聞いたのも、社会福祉協議会の前の通りから就農農園の前の通りにバリケードがなかったものだから、突っ込んでいった車があるのでしょね、冠水したところに入って何台かこういうふうに横になっていたわよというふうな情報もあるものですから、では実際にこの80万円というのは幾つ分のバリケードというか、今後たくさん通行どめにしなくてはいけない箇所もあると思うのですが、どのくらいの箇所なのか。対応できなかった箇所も何か所かあると思うので、その件も含めてお伺いしておきます。

（危機管理課長）今回の台風21号につきましては、通常道路冠水しないところが今回は冠水したと先ほどご説明させていただきました。今回新たに冠水した箇所というのが市内で30カ所ほどございます。ただし、一時的に冠水しているところがほとんどでしたので、通行規制をかけなくてはいけないところ、そこというのがその中で幾つかあるかと思うのですが、今回補正のほうで予定しておりますのが反射材つきのカラーコーンのウエートつきのタイプ、一番軽微なものなのですけれども、それを30本、あと通行どめの看板、こちらのほうを22枚、あと単管バリケードといいまして、単管パイプでバリケードをつくるものなのですけれども、それを20セット分、そのほかに今回夜間の降雨だったということで、夜間でもわかるようにということで点滅灯を今回購入させていただいて、先ほどのバリケードタイプのもとか看板、そちらのほうに夜でもちかちかしてわかるようなタイプを予定しております。

以上です。

（野本）13ページ、情報システム課の備品購入費のパソコンの入れかえについてですが、当初180台を予定していたところ、120台で済んだということだと思います。これは、長く使うことによって入れかえ台数を減らしたということだと思いますが、これはいずれかえなければならないということは、今年度は減ったけれども、来年度はふえてしまうというような意味合いなのかどうか伺いたいと思います。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) 今回調達予定というのが160台当初予定していました。この160台につきましては、5年間保守して、1年間保守延長して、6年目を迎えた機種が160台ございましたので、当初予算の段階では160台の入れかえを予定しておりました。しかしながら、6年間で入れかえをするという形に平成27年にかえたのですが、各年度で調達する台数にかなりばらつきがございまして、平成27年度の調達計画ですと平成29年度に160台、平成30年度に204台、平成31年度に272台、平成32年度はゼロ、平成33年は60台、平成34年が50台、6年間でトータル746台の入れかえになります。これだけ台数にばらつきがございまして、各年度予算を立てる都合もございまして、ゼロと270だと予算を立てるのも財政のほうも困ってしまいますので、6年間で大体割り返しますと1年間につき120台入れていきますと、6年間でちょうど720台調達できますので、おおむね年間120台程度の購入に切りかえというか、見直しを行いました。見直しをする過程で当然全部6年目のものを廃棄してしまうとちょっと不足してしまう年もございまして、そういった場合はさらに1年間保守がない状態ですが、延長して使えるパソコンにつきましてはそのまま1年間さらに使い続ける予定でございまして、壊れてしまった場合には、修繕等はかけずにそのまま廃棄で、予備でとっておいた捨てる予定だったパソコンをそのまま宛てがうという形で、ちょっと保守料のほうの節約と長く使えるものは使うという考えで、今回台数のほうの平準化のほうをさせていただきました。

以上です。

(野本) 今の答弁の確認ですが、今後は平均である120台を毎年になるように調整をしていくという理解でよろしいでしょうか。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) はい、そのとおりでございまして。

(野本) それから、デスクトップも導入し始めているということでありましたけれども、具体的にどのくらい、何台くらいの予定なのか伺いたいと思います。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) 今年度購入させていただきましたパソコンにつきましては、120台全てノート型からデスクトップ型のパソコンにかえております。メーカーにつきましては、ヒューレット・パッカー社社の小型スリムタワー型デスクトップといいまして、本体の大きさは大体奥行きが25センチ、幅が五、六センチですか、かなり小さいものになっております。モニターにつきましては、今のノートパソコンよりも大き目な21.5型で、OSにつきましてはウィンドウズ10、最新のものを入れたもので調達いたしました。以上です。

(野本) これまでの実績で今おっしゃったヒューレット・パッカー社のパソコン、ノート型でも使ったことはあるのかどうか伺います。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) ヒューレット・パッカー社は今回初めて納品になります。

(野本) パソコンであればどの会社でも使い勝手が同じというわけではないかなと思いますので、一度に1つのメーカーで統一していくことがいいのかどうかということはあるかと思いますが、今回ヒューレット・パッカー社になったというのはやはり入札の関係ということでよろしいのでしょうか。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) 入札の結果、一番最低落札価格で落とされた業者の方が納品されたのがヒューレット・パッカー社になっております。

(野本) これは使ってみないとわからないと思いますが、使ってみた結果、例えばほかのメーカーよりも使い勝手が劣るということが入札結果によって起こる場合、それでもやはり一番安いところを選ばざるを得ないということなのでしょうか。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) 今回デスクトップパソコンにかえたのは実験的な形で入れかえているものでございまして、今後また今回120台調達して入れたものについて1年間かけて使用感ですか、検証してみまして、来年度以降の調達に生かしていきたいと考えております。

(野本) わかりました。

次に、21ページの消防費の危機管理課の備品購入費に関してですが、今回さまざまな、今まで冠水しなかったところも冠水したというふうに市が認知をしているわけですがけれども、これについては市道のみなのか、それとも県道とかそういうところは含まれているのか伺います。

(危機管理課長) 市道のみで換算しております。

(野本) そうすると、県道とかが冠水している場合というのはどのように対応がされるのか伺いたい。

(危機管理課長) 一般的な言い方になってしまうのですが、県道、国道の場合にはそれぞれ道路管理者が大宮国道事務所、または北本県土整備事務所ということになりますので、そちらのほうに冠水箇所等の連絡をいたしまして、対応のほうをお願いする形になるかと思えます。

(野本) たまたま私が通った部分で、県道は加須県道を通って行ったところ、生出塚団地の脇あたりですとか、あと元荒川の笠原大橋の周辺がかなり冠水をしていたのですが、それについては県に対して要請をされていたのかどうか伺いたいと思います。

(危機管理課長) 今回の台風のときには、要請のほうはしておりません。

(野本) ということは、市はそこを認知できなかったといいますか、情報提供がなかったということなんでしょうか。そういう場合、市民が対応するのはとりあえず市に連絡をすとかということでも対応できるということでしょうか。

(危機管理課長) パトロールのほうも行っているのですが、どうしても市道を中心に回っている関係もあります。どうしても全部の市域全体を把握することは大変難しい状況でございますので、もしそのような状況を発見した場合にはご連絡いただくと対応のほうも速やかにできるかと思えますので、そのように考えております。

(委員長) ほかに質疑ございますか。

(なし)

(委員長) それでは、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 3点指摘いたします。

1点目が債務負担行為補正の中の映画館の管理業務委託、これは公の施設の指定管理の中でも反対してまいりました。続いて、市民活動センターの運営管理業務委託、これも指定管理の中で反対してまいりましたが、この点があります。それと、3点目が情報システム、とりわけマイナンバー制度に伴うシステム改修です。マイナンバーそのものがどんどん、どんどん連携するシステムがふえることによって今後も予算額がふえるということも確認されています。そういう点では、マイナンバー制度そのものの持つリスクもありますので、この点を指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第71号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時44分)



(開議 午後3時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議請第2号 「国連核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

(竹田) では、「国連核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願についてご説明をしたいと思います。

ご存じのように、ことしの7月7日、国連会議において核兵器禁止条約が国連加盟国193カ国中122カ国の賛成多数で採択されました。そして、12月4日に開かれた国連会議では、新たに3カ国がこの核兵器禁止条約に賛成の立場でとっています。この条約そのものは、皆さんも本文を読んだことがあると思いますが、国連憲章の目的と原則の実現に貢献すると、核兵器の使用によって起こされる破壊的な人道上の結末を深く懸念し、このような核兵器全廃の重大な必要性を認識し、廃絶こそがいかなる状況においても核兵器が二度と使われないことを保障する唯一の方法である。偶発や誤算あるいは意図に基づく核兵器の爆発も含め、核兵器が存続し続けることで生じる危険性に留意する。これらの危険性は全人類の安全保障にかかわり、全ての国が核兵器の使用防止に向けた責任を共有していることを強調すると、こうした前文で始まっています。そういう点では、あらゆる国の核兵器の開発、誘発も含めて、全ての部分での否定を……しないことを求めた条約になっています。

その中で特に今回の条約の中で非常に画期的と言われるのは、核兵器の使用による犠牲者、被爆者並びに核兵器の実験による被害者にもたらされた受け入れがたい苦痛と被害を心にとめるというふうにも書いています。それは、この日本において被爆者団体協議会の人たちが営々と運動を行って、被爆者たちの強い思いがこの条約には盛り込まれたものであるという点では非常に画期的な中身だというふうに思います。そして、その中においては国際人道上決して使ってはならないものであるということもこの中ではるる述べられています。核保有国と非核保有国の対立を深め、逆効果だとする見解もありますが、この中に書いてあるように世界で唯一の被爆国である日本がその実相を明らかにしながら、本当に核兵器廃絶のためのイニシアチブをとる、そのために日本政府がこの核兵器禁止条約に署名し、国会の決議を得た批准を行うことは非常に大事なかなというふうに思います。

それとあわせて、全国各地でもこの核兵器禁止条約の署名、批准をして

ほしいという請願や意見書が上げられています。この近隣では、9月の議会で川口市、これは全会派一致で行われたそうです。また、上尾市議会でも全会派一致で採択されています。また、私が本会議場でも述べましたが、「議会旬報」を見ますと核兵器禁止条約の署名を求める意見書というのを上げられていますというので、私が見た11月の25日付だと25自治体が上げられているという点では、本当に大きな流れとなっています。特に請願の中でもありますように、鴻巣市においても非核平和都市宣言を採択しています。それは、執行部の提案のもとに鴻巣市議会としても非核平和都市宣言を行っているという点では、いわゆる核兵器禁止条約に対する思いというのは鴻巣においても強いものがあるというふうに思います。そして、鴻巣市においても非核平和都市宣言を行った自治体として首長が、県内では少ないそうですけれども、そういう非核平和都市宣言を行った首長会議に参加をしたりしています。そういう点では、鴻巣においても核兵器をなくす思いが強い自治体であるということ内外にアピールするという点からも、議員の皆さんの慎重な審議の上にご採択をお願いしたいと思います。ぜひ皆さんの平和への思いをこの請願として受けとめていただき、意見書として上げていただきますことをお願い申し上げて、私の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(野本) この核兵器禁止条約というものは、本当に重いことでありますし、被爆国として本当に真剣に受けとめなければならないことだというふうに私も感じております。先ほど説明にもありましたが、その核兵器廃絶の原則への実現ということがありました。政府は、これに参加を、条約批准していないわけですけれども、その理由の部分で説明の中にもあったと思うのですけれども、核保有国が参加していないという中で、やはり我々日本、被爆国としての責任というのは本当に核廃絶へのロードマップの中でやっていかなければならないのではないかという意味で、今回のことに批准することが実効性としてどうなのかという中で今

回の判断がされていると思いますが、請願者はそこをどう解釈をしたのでしょうか。

(竹田)確かに今回核兵器禁止条約について核保有国などは反対したり、あるいは棄権をしています。特に抵抗で前進しないという見方も確かにあります。だけれども、条約批准というか、条約を進めていくには核兵器の法的違法性、人道的な非人道性、それを明らかにして、国際的な決まりにしていくと。いわゆる世界各国が本当に非人道的なものだという政治的な意義、人道的な意義を広めていく、だから核兵器を使ったりつくったりとか、だから北朝鮮のような国とか、そういう国があることそのものは世界の人道主義、人権主義からいっても相反するものだという世論づくりをしていくことが非常に大事だというふうに私は思います。それが今回、先ほど私は前文を読み上げさせていただきましたけれども、今核兵器がある国があるということも事実です。でも、それを包圍していく力をつけていく、それが大事かなというふうに思います。今回核兵器禁止条約という条約が被爆者という思いが込められた、被爆者の実相を含めた非常に崇高な文言になっていますけれども、ことしご存じのように I C A N という核兵器廃絶国際キャンペーンという核兵器廃絶の運動をしている団体がノーベル平和賞を取りました。12月10日に授賞式が行われるのだそうです。ということは、それだけ国際的な世論の高まりの中で今物事が進んでいると。だから、逆に言えばそういう核兵器に固執をする人たちがあなた方は異常ですというふうに世界的に映るような今波をつくっていこうというのが流れです。ですので、先ほど野本委員がおっしゃったとおり、世界で唯一の被爆国ですから、そういう点では日本政府が積極的な役割を果たすというのはアメリカや中国やフランスやイギリスとは全然立場が違うわけです。ですから、今回核兵器禁止条約に対して日本が署名しなかったというか、いうことに対して被爆者からはどこの国の首相なのかということ、被爆者からは非常に残念な思いが寄せられたそうです。ですから、被爆者の思いに心を寄せたときに私たちがどういう態度をとるかというのは人道的な部分、人権的な部分で一人一人に私は問われていくのではないかというふうに考えます。

(野本) ちょっと紹介者である竹田委員の熱が入り過ぎている部分があると思うのですが、私は請願者がどう考えているかを伺ったのですが、今の答弁は私はそう思っているということだったわけです。請願者は違いますよね。請願紹介人ですよ。そこを間違えないでいただきたいと思います。そういう意味で逆に本当に我々は大変な思いを日本人はしているわけですが、ここで冷静に判断をしなければならないということが、政府の今回の判断した結果ではないだろうかというふうに思うのです。というのは、本当に思いは今すぐでもなくなってほしい、けれども核保有国との関係を断つような形で実現できるのかどうかということ踏まえたときに、そこが今回の結果になっているのではないかと考えます。それについて考えをお聞かせいただきたいと思います。

(竹田) 日本政府は、確かに核保有国と非核保有国との間の橋渡しをすると、だから一方的になくすということはいかかなものかという見解を持っておられます。それが棄権をした理由だというふうに思います。しかし、核保有国と溝ができるというよりも、溝をどう埋めていくかというふうに考えたときに、前文にあるように核兵器は非人道的なもの、絶対使ってはならないものであるわけです。核兵器にいい核兵器と悪い核兵器なんていうのはないわけです。特に日本政府の持っている態度がアメリカの核の傘のもとにいるから安全なのだという安全保障という考え方も確かにあると思います。しかし、実際にアメリカの核の傘のもとにいるということは、アメリカ政府そのものが核の傘にいても効かないというふうにアメリカ政府は認識しているのです。ですから、日本の政府の思っていることと、それからアメリカ政府の思っていることとは全く違って、核兵器を絶対使ってはならないというふうな同じ立場であるならば、核保有国に使わない、破棄を迫っていく世論をどうつくるかというところが一番大事だと思うのです。使わせない、持たせないという、そういうふうにとすると、やはり日本政府は被爆の実態を3回体験しているのです。広島、長崎、ビキニ環礁と、その実相の訴える中で核兵器を絶対使わせない、だから被爆国としての役割を担っていく、そこが私は大事ですし、鴻巣の中にもありますけれども、世界の唯一の被爆国とし

ての被爆の実相を伝え、再び地球上に原子爆弾の惨禍を繰り返してはならないと訴え続けてきた被爆者の声がこの条約の採択につながったものであります。だから、日本国民にとっても大きな意味があると、このように書いています。だから、被爆の実相を知っているならばなおさら核保有国に廃棄を求めていく、そういうことが私は大事かなというふうに思います。

（野本）紹介者である竹田委員がそう思うということはよくわかりました。先ほど最初に申し上げたように、ロードマップとしてこれで必ず核禁止、廃絶につながるという確証が得られればすぐにでも私も賛成をしたい。究極の目指すところは同じですので、ただそこに至る手順というか、手法というものをどう判断していくかという部分で今回の日本政府がその条約を批准していないという結果に至っているわけですが、その判断が誤っているというふうに請願者は考えているのかどうか伺います。

（竹田）道筋はこれまでいろいろな国が、例えばNPT再検討会議とか、いろいろなことを進めてきています。そういう中でとりわけ今回国連会議の中で幾つもの核兵器禁止の条約というか、いろいろな決議がされてきているのです。これは、本日付の赤旗の中ですけれども、核兵器の人道的结果についてオーストラリアが主導をして141カ国が賛成をしています。それから、核兵器のない世界への道義的な、道徳的な責務については130カ国が、南アフリカが主導をして採決をしている。核兵器のない世界へ核軍縮の約束実施の加速化というのは、メキシコが主導をして137カ国が賛成をしているそうです。それから、日本も核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動というので、唯一の被爆国ですから1995年以来毎年いろいろな具体的な行動を提起して、これは156カ国が賛成をしているそうです。そして、インドも核兵器使用禁止条約というのを提案して、123カ国が賛成していて、本格的核実験禁止条約というのは有名ですけれども、これは180カ国が賛成をしているそうです。

これは法的に拘束力があるかと言ったらそうではないのですけれども、非常に政治的な意味を持っているということは、先ほど一番述べたよう

に核兵器は非人道的、人類の共存とは相入れないものだというのは世界の共通の認識になり始めているわけです。ですから、これはNPT再検討会議も来年準備会議が開かれるそうですけれども、核兵器は大きな非人道的なものであるというのは、やはり長い間の営々とした努力の結果ここまで来たわけです。各被爆者の運動があって今回被爆者の実相も踏まえた条約になった。だから、戦後72年ですけれども、被爆者団体ができて60年になるそうです。この60年の間このようになってきた。世界国連加盟国の中でも3分の2が核兵器はやめようというふうになってきているわけですから、それをさらに包囲していくということは一層加速化が進んでいくというふうに思います。

ですから、5年、10年でできるかといったらなかなか難しい問題もありますけれども、核兵器の非人道性、それから被爆者の実相が今回文言に入れられたということは、被爆者にとれば非常に感慨の深い文書だというふうに思います。ですから、先ほど言ったすぐさまロードマップというか、見えてこないと言いますが、ロードマップをつくるのは誰かといったら日本政府なのです。日本政府が被爆者の実相も知って、政府として国際的にしっかりと基準を禁止条約に署名、批准をするということは日本政府は本気だということを示すことになりますし、鴻巣の市議会としてもここに書いてある非核平和都市宣言をしている鴻巣市としてもロードマップをつくろうと、自分たちの力でつくろうとすることをやはり示していくことは大事だと思います。誰かがつくるのではないのです。歴史というのは人類がつくる問題で、だから良識のある人たちが、しっかりと非核平和を願う人たちが歴史を前に進めていく、今そういう段階に来ているというふうに思います。ですから、皆さんは歴史を前へ進める、今この瞬間に前へ一歩進むと思いますので、全委員の皆さんのご賛同をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

（野本）今のは私の質問の答弁ではなかったということを指摘して質問を終わりにします。

（坂本）竹田さんは大分核兵器は非人道的だと何回も言った。私は核兵器でもどんな兵器でも兵器というのは人を殺す道具です。それは全てだ

めだ。私は、世界平和というのには一番必要だと思っている。だから、核兵器に限らなくて、やっぱり全てのそういうものをというほうが、全部のそういうもので出していくのであればいつでもそれはできるかなと思うので、核兵器に限って、例えば今の北朝鮮の状態を見れば幾ら言たって核兵器の開発をしているわけです。それに関して請願者というのは、例えば北朝鮮の現状をどう捉えているのかなと。これに対して、では核兵器なくせと言ってそれが通用するものか、その判断をどう判断しているのかなと思うのだけれども、まずそれを聞いておこうかな。竹田さんの意見ではなくて、谷口さんの意見で聞きたい。

(委員長) 請願者の意見としていいですか。

(だめでしょう。傍聴者は意見言えないからの声あり)

(委員長) 聞いている範囲でお答えください。

(竹田) 今回核兵器、核兵器と申し上げているのは、核兵器禁止条約について署名、批准してくださいという文言がありますので、核兵器の非人道性というのを申し上げましたけれども、私も坂本委員と同じように兵器がどんなものでも非人道的だというふうに思いますし、請願者も同じ立場だというふうに思います。後ろのほうでうなずいておりますので、そのことだというふうに思います。

(坂本) 私の平和観というか、世界観というか、そういうのは本当に戦争が全てなくなる、これは雑談になってしまうかもしれないけれども、よくユネスコのコマーシャルあるよね。マンスリーサポートとかという。ああいうものすごく日本では平和だ、そういう子どもを大事にしなくてはならないとかというコマーシャルをやっている。あのもとにあるのは戦争だよ。どの国でも多分戦争で子どもたちが犠牲になっているのは間違いなくあるのだけれども、今までいろんなことをやりながらもそういうものがなくならないのだ。これは核兵器をなくしたからなくなるというものではないのだ。私はそう思っている。だから、請願者は本当に核兵器だけの、今回はたまたまこれだったからだけれども、そういう感覚で、この後も例えば生物兵器だとか、全てのそういう兵器にかかわ

るものについては、こういう要望を出していくのかどうかというのを請願者のほうの気持ちを聞きたい。それだけで結構です。

（竹田）新日本婦人の会というのはN G O団体なのです。N G O団体ということは、国連が認めた非常に格調高い、日本の女性団体の中では唯一のN G O団体なのです。戦争から子どもたちを守るとか、女性の地位向上とか、そういう運動が認められて、かつ戦争をさせないためのいろいろな運動をして、その運動の成果も含めてN G O団体として認められた非常にすぐれた団体なのです。国連が認めているのですから。日本の中の問題ではないのです。だから、そういう点からいうと新日本婦人の会というのは坂本委員がおっしゃっているように、戦争というのは常に大人が起こすものですが、子どもが常に犠牲になっていると。その子どもたちが本当に犠牲にならないような、子どもたちの幸せ、女性の地位向上も願って活動している団体です。ですので、今回新日本婦人の会が出したということは、その婦人団体の願いが全て込められていると、そういうふうに私は受けとめていただきたいというふうに思います。

（永沼）今回の請願については、国連核兵器禁止条約の署名、批准を求める意見書ということで、国連核兵器禁止条約が採択されたということは平和への一歩前進かなという思いは一緒だと思います。また、核兵器なき世界をまたつくっていくということについても少し前進したのかなというふうに思います。ただ、問題なのは先ほど坂本委員からも言われたように、北朝鮮の核開発だとか弾道ミサイル、すぐそばにその国があるわけです。日本の対応するとか、その対応についてどう考えているのかとか、あと11月27日、28日に賢人会議というのが行われているのですが、それに対してどのように捉えているのかというのが、理由書の中には核兵器のだめよというのがいっぱい出ているのですが、その辺まで対応について入っていたらどうなのかなと。要するに署名そのものが今この時期すぐやるとどうなってしまうのか、日本の立場として、その辺のことをしっかり考慮しているのかどうか、その辺をお聞きしたいなというふうに思います。

（竹田）北朝鮮の核兵器の開発の問題は、資料によりますと、これは朝

日新聞の資料ですけれども、北朝鮮には核兵器が何か10発あって、アメリカには約5,000発あるとか、この地球上には1万発以上があるということですけれども、ですから北朝鮮が核兵器の開発をしているなんていうのはまさに言語道断です。ですから、鴻巣の議会の中でも核とミサイルの問題は言語道断だということで全会派一致でやっている、そういうところですので、北朝鮮が核兵器の開発を行っていることについては言語道断だという、自分たちもやっていますからあれです。では、北朝鮮の核兵器の開発をどうとめていくのか、また戦争の危機も含めてどう制止していくのかというのでは、今話し合いの場がなくて、さきの平壤会議もありますけれども、国連が出かけていったりとか、それから中国が話し合いの場についたりとか、いろいろしていますけれども、北朝鮮との関係でいえば6カ国協議という話し合いの場が今の金正恩の前のお父さんの段階でつくられていて、それが一つの足がかりになって、拉致被害者の会の、拉致の被害者の方が帰ってきた経験もあります。ですから、北朝鮮の問題は核兵器の開発の問題も含めてどう相手が考えているのか、トランプ大統領は非常に挑発をし続けていますけれども、実際に話し合いの場にまずつかせていく、それと国連の担当官が出かけて行って、北朝鮮に対して抑制をかけるような発言もしていますけれども、そういう点からいうと北朝鮮の核兵器はもちろん問題、あわせてこの地球上に5,000発持っているアメリカ、それからフランスとかロシア、旧ソ連とか、インドとかイラクとか……

(イランの声あり)

(竹田) イラン。そういう国々の核兵器の、核兵器がいいわけがないわけだから、あらゆる国の核兵器を使わせない、破棄させていく運動を進めていく上では今回の署名を早期にする。私は、署名をする意味は日本の政府というのが先ほどから申し上げているとおおり、どういう社会的な、世界的な位置にあるかということをよく自覚していただきたいと思うのです。というのは、日本は、ここにも書いてある、世界で唯一の被爆国です。唯一の被爆国でありながら、署名をしていないということは、さっきアメリカの核の傘のことも発言していましたが、やはり日本

国民を代表して被爆国としての態度を示していくことが世界の核兵器をなくしていく道に大きく貢献するというふうに思います。先ほど私るる国連会議で核兵器禁止条約にいろいろな決議が出されていますよというふうに申し上げましたけれども、残念ながら日本は棄権なのです。だから、そういう点を考えたときに、日本の政府が被爆国としてやはりイニシアチブをとる。実相を一番よくわかっているわけだし、この間政策総務常任委員会でも広島に行きましたよね。広島知事は、安らかに眠ってください、再び惨禍は繰り返させぬからと被爆者の決意が込められていた平和講演なんかもありましたでしょう。そういう点からいうと、やはり核兵器廃絶のためには一刻も早く署名をすることが、一層核兵器をなくしていく道筋をつくっていくロードマップになっていくと私は思います。

（委員長）今の中で紹介議員の意見ということでそれも多少入っていましたけれども、一応お聞きしました。

（永沼）端的にお答えしていただきたいのですけれども、私の質問した中の一つで賢人会議の捉え方というのをどうするのかという、11月27、28日に賢人会議が開かれていますよね。それをどのように捉えているのかというのを端的にお答えください。

（竹田）日本がしっかりと話し合いの場についていけるように、しっかりと役割を果たすべきだというふうに思います。

（委員長）ほかにございますか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（中野）いろんな意見が出ていたけれども、平和を願うという意味では皆さん同じように受け取りました。そこへいくロードマップ、ここに違いがあると思うのですが、私はこの請願に対して賛成の立場で言うこと

についてはるる言っていますように、やっぱりそうは言っても日本は唯一の被爆国であるということ、このことは事実だ。そういう点でロードマップの違いはあるけれども、私は今の日本が署名、批准していない、このことによる核を持っている国のところに話したときにどれだけの説得力があるのか、そういう点からすれば日本もこのように署名をし、批准をしているのだと、だからということで核保有国に対しては説得力がつくというふうに私は思っています。確かに核兵器は何も人を殺すわけで、核兵器が全てではない、怖いのは生物兵器だって怖いです。しかし、ここで言っているのは核兵器の国連の条約署名ですから、そういう点で核と核がぶつかり合えば、核が核を制するなんていうことになれば地球あるいは人類の滅亡につながるという点からすると、やはり私は日本が核保有国等について棄権をした国に対してみずからそこへ署名をし、批准をすると、このことによって影響力が出るというようなことからすれば、私はこの請願に対して賛成をしていきたいと。

以上であります。

(委員長) ほかに賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。採決は挙手で行います。

議請第2号 「国連核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

(委員長) 挙手少数であります。

よって、議請第2号は不採択とすることに決定しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

(閉会 午後4時34分)